

令和7年度第1回奥州市総合教育会議

日 時 令和7年6月26日（木）午後3時
場 所 奥州市埋蔵文化財調査センター

次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育長挨拶

4 協議事項
奥州市文化財保存活用地域計画について

5 その他

6 閉 会

令和7年度第1回奥州市総合教育会議 出席者名簿

	職	氏名
構成員	市長	倉成 淳
	教育長	高橋 勝
	教育長職務代理者	佐々木 哲也
	委員	松本 崇
	委員	菊地 幸
	委員	猪股 登喜子
協働まちづくり部	部長	千葉 達也
	生涯学習スポーツ課長兼奥州市江刺生涯学習センター所長	菊池 淳
教育委員会事務局	教育部長	高橋 広和
	教育総務課長	松戸 昭彦
	学校教育課長兼江刺こども支援施設所長	千田 有美
	学校教育課主幹兼情報教育推進室長	菅野 明史
	歴史遺産課長兼世界遺産登録推進室長兼菊田一夫記念館長	小野寺 正行

令和7年度 第1回 奥州市総合教育会議 資料

テーマ

奥州市文化財保存活用地域計画について

1 作成の主旨と経緯

改正文化財保護法（平成30年6月8日公布、平成31年4月1日施行）において、地域における文化財の確実な保存と積極的な活用が示され、都道府県は「文化財保存活用大綱」の策定、市町村は「文化財保存活用地域計画」の作成ができることとされました。

これを受け、教育委員会では「奥州市文化財保存活用地域計画」を作成することとし、令和4年度から文化財保護調査員や先人顕彰会とのワークショップ、作成協議会の設置、作成支援業務委託や文化庁との協議などを行いながら作業を進めているところです。

市が当該地域計画を定めることにより、文化財の保存及び活用に関して、行政・関係機関・研究機関・地域・所有者が、地域総がかりで文化財等を保存・活用するための体制構築を図ることが期待されます。

2 作成する計画(案)の概要

- (1) 今回作成する計画は、文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、奥州市の文化財保護に関する将来像及び方向性を示したうえで、現状の諸課題への方針と将来像の達成に向けた具体的な措置を記載し、市と関係団体等が各種の取組を進めるための意識の共有を図ることを目的としています。
- (2) 本計画では、奥州市の文化財保護の目指すべき将来像の実現に向けて「調査・研究」、「保存」、「活用」、「情報資源化とネットワークの構築」という4つの視点を柱として、それぞれ課題を解決するための方針と具体的措置について記述しています。
- (3) また、本市文化財の成り立ちと特徴について、これまでの調査成果から歴史文化の特性を整理するとともに、文化財の危機管理等についても記述しています。本市の文化財の特徴とこれまでの経験を活かした「奥州市ならでは」の取組を進めるものです。

3 作成スケジュール

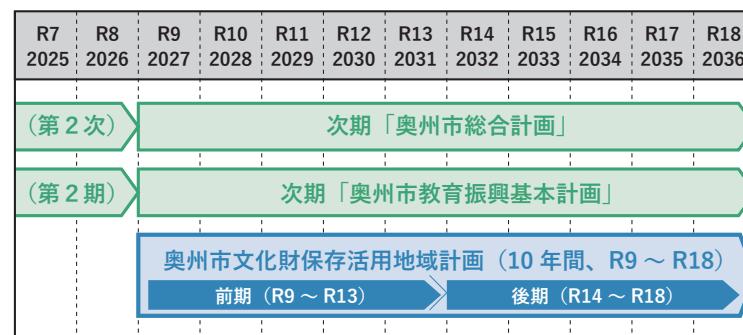
- (1) 奥州市文化財保存活用地域計画作成協議会（7月下旬頃）協議
- (2) パブリックコメントの実施（9月頃）
- (3) 奥州市文化財保護審議会（10月中旬頃）報告
文化庁協議
- (4) 奥州市文化財保存活用地域計画作成協議会（1月下旬頃）協議
- (5) 議会全員協議会説明
- (6) 奥州市文化財保護審議会（3月下旬頃）諮問
- (7) 文化庁へ素案提出（4月上旬頃）
- (8) 教育委員会定例会（6月下旬頃）議決
- (9) 文化庁認定（7月中旬頃）

奥州市文化財保存活用地域計画（素案）の構成 令和7年6月

奥州市の歴史文化を特徴づける文化財を後世に伝えるため、行政のみではなく、市民や市外の研究機関などの多様な主体との協働によって文化財の保存・活用を進めるべく、「奥州市文化財保存活用地域計画」を作成し、様々な取り組みを実施していきます。

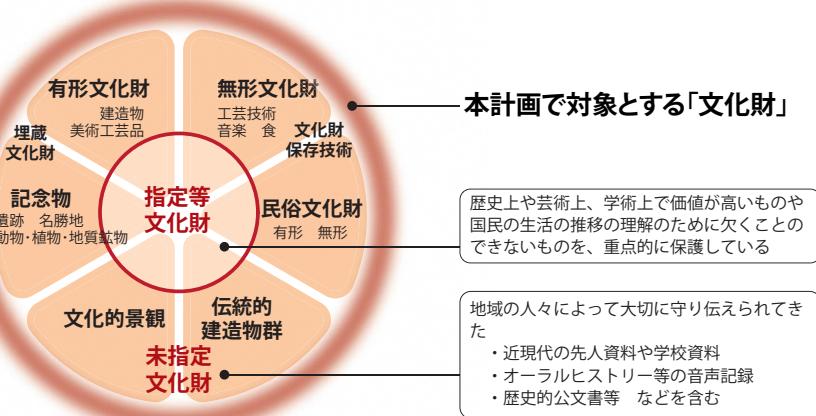
計画期間

本計画の期間は、次期「奥州市総合計画」（令和9年度～令和18年度）及び次期「奥州市教育振興基本計画」（令和9年度～令和18年度）の期間との整合性を勘案し、令和9年（2026）度～令和18年（2036）度の10年間とします。期間は、前期・後期に分けて計画します。



計画の対象

市内には、指定等文化財が313件あり、重点的に保護が行われています。一方で、市内には、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた未指定文化財が数多く所在しています。本計画では、文化財保護法で規定されている「文化財」に加え、近現代の先人資料や学校資料、オーラルヒストリー等の音声記録、歴史的公文書等を含め、指定の有無に関わらず「文化財」として対象とします。



目指すべき将来像と保存・活用の方向性

「奥州市民憲章」で示されている、奥州市の「歴史・伝統・自然」は市民の誇りとなるものです。これらをまちづくりや奥州市民としてのアイデンティティとして保存・活用するため、「産学官民が一体となって奥州市の文化財を未来に残し、伝える」ことを目指すべき将来像とします。

この将来像に向けて文化財の保存と活用に関する取り組みを一層活性化させるため、4つの方向性を定め、事業を推進します。

方向性	課題	方針	措置
1 奥州市の特色を伝える 文化財の調査・研究	未指定文化財の調査が不十分	未指定文化財調査の実施	1 未指定文化財の把握調査 3 美術工芸品の調査（把握・詳細） 5 前平泉期遺跡の分布調査 7 埋蔵文化財の発掘調査 9 未指定無形民俗文化財の詳細調査 2 文化的景観の把握調査 4 先人資料の調査（把握・詳細） 6 無形民俗文化財の記録調査 8 歴史的建造物の詳細調査 10 接待館遺跡の詳細調査
	文化財の整理が不十分	収蔵資料の整理	11 収蔵文化財等の整理・調査 13 考古資料管理台帳の整備 12 市内各施設管理資料の現況調査
	評価が不十分な文化財がある	文化財指定等の推進	14 市指定文化財指定基準の明文化 16 県指定文化財候補案件の情報提供 15 未指定文化財の指定等検討 17 市指定文化財候補案件の情報集約
2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存	文化財管理状況の把握	文化財保存体制の強化	18 文化財の保存に関する窓口の周知 20 文化財パトロールの実施 22 文化財関係職員の知識・技術向上 19 文化財保護調査員の任用 21 指定無形民俗文化財の後継者育成支援
	文化財の劣化	文化財の修繕等実施	23 旧高橋家住宅修理事業 25 正法寺本堂等修理事業 27 歴史的建造物の計画的修繕 29 黒石の十三塚の修理及び環境整備 24 旧安倍家住宅修理事業 26 後藤伯記念公民館の修理 28 指定等文化財保護事業への支援
	防災・防犯対策が不十分	防災・防犯体制の充実	30 文化財被災リスクの把握 32 文化財レスキューに関する体制の整備 31 文化財防火デー関連事業の実施
3 多主体が参加する 文化財の活用	文化財に関わる担い手の不足	文化財保存の担い手育成	33 学校教育との連携 35 冬の3館ウォークの開催 37 古文書解読事業の実施 34 学校向けの文化財施設情報等の充実 36 先人顕彰に関する市民活動の支援 38 おうしう伝統文化体験教室等の開催
	文化財をめぐる機会が少ない	文化財の公開促進	39 文化財施設の運営 41 旧臨時緯度観測所関係施設の公開 43 奥州市郷土芸能祭の実施 45 歴史公園の公開 40 市所有歴史的建造物の公開 42 国指定文化財等の公開促進 44 無形民俗文化財演舞動画のインターネット公開 46 歴史公園再編等の検討
	遺跡等が十分に活かされていない	史跡等の環境維持と整備	47 史跡等の環境整備 49 長者ヶ原廃寺跡の整備 51 接待館遺跡の整備 53 角塚古墳の整備 48 胆沢城跡保存活用計画の改定 50 白鳥館遺跡の整備 52 大清水上遺跡の整備
4 文化財の情報資源化と ネットワークの構築	観光への文化財の活用が不十分	観光分野での文化財活用の促進	54 いわて平泉歴史文化観光地域計画の推進 56 平安感謝祭・プロジェクトマッピングの実施 57 日高火防祭の開催 59 えさし藤原の郷での定期公演 55 ガイドボランティアとの連携 58 市内の祭り行事への民俗芸能団体出演 60 前沢牛まつり・奥州前沢商工まつりへの協力
	文化財の情報発信が不十分	調査成果の情報発信強化	61 地域史研究講座の開催 63 奥州市文化財調査速報展の開催 65 ホームページ・SNSでの情報発信 62 発掘調査報告会の開催 64 文化財デジタルアーカイブの充実 66 画像利用基準の見直し
	多主体が参加する文化財の保存・活用体制の構築が必要	多主体広域連携による体制の強化	67 市内無形民俗文化財保持団体の連携促進 69 研究機関との共同研究等の実施 71 定住自立圏構成自治体との無形民俗文化財保持団体交流事業の実施 68 産学官三者連携事業の推進 70 ひらいずみ遺産の普及啓発
	中核となる施設の建設	文化財施設の整備	72 文化財施設再編検討委員会の開催 73 文化財施設再編

奥州市文化財保存活用地域計画 (素案)

令和9年度～令和18年度

奥州市

奥州市文化財保存活用地域計画（素案） 目次

序 章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的	1
2 計画期間及び進捗管理	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の対象	3

第1章 奥州市の概要

1 自然・地理的環境	5
2 社会的状況	7
3 歴史的背景	15

第2章 奥州市の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財	20
2 未指定文化財	25
3 関連する制度	26
4 文化財類型ごとの概要	28

第3章 奥州市の歴史文化の特性

1 奥州市の歴史文化の特性	33
2 奥州市のまちづくりと歴史文化の関係	34
3 奥州市の歴史・伝統・自然のキーワード	35

第4章 文化財の保存・活用に関する目標

1 目指すべき将来像	36
2 保存・活用の方向性	36
方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究	
方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存	
方向性3 多主体が参加する文化財の活用	
方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築	

第5章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往の把握調査の概要	38
2 文化財パトロール	38
3 既往の把握調査における課題	38

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	
1 課題と方針の考え方	40
2 課題と方針	40

第7章 文化財の保存・活用に関する措置	
1 措置の考え方	45
2 措置	45

第8章 文化財の保存・活用の推進体制	
1 推進体制	52
2 奥州市の体制	54
3 文化財の防災・防犯	57
4 文化財保存活用支援団体制度の活用	57

別添資料 文化財リスト（指定・未指定文化財）

調査報告書等リスト

序 章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

岩手県奥州市は、平成 18 年（2006）に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の 5 市町村が合併し誕生しました。市の総面積は 993.30 km²、人口は約 108,000 人です（令和 8 年（2026）3 月 31 日現在）。市の中央には北上川が流れしており、川を境に西部は奥羽山脈とそれに連なる胆沢扇状地、東部は北上高地、中央部は北上川の沖積平野です。これらの自然環境を基盤に、原始から現代まで多様な歴史・文化が育まれてきました。

市内には、「大清水上遺跡」・「角塚古墳」・「胆沢城跡」・「柳之御所・平泉遺跡群（白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡）」・「高野長英旧宅」といった各時代を代表する史跡が存在します。有形文化財は、建造物の「正法寺（本堂・庫裡ほか）」・「旧後藤家住宅」・「旧高橋家住宅」が重要文化財に指定されています。また、美術工芸品は、彫刻として黒石寺所蔵の「木造薬師如来坐像」や浅井智福愛宕神社所蔵の「木造兜跋毘沙門天立像」、古文書として「留守家文書」、歴史資料として「高野長英関係資料」が重要文化財に指定されています。また、重要無形民俗文化財の「鬼剣舞（朴ノ木沢念佛剣舞・川西念佛剣舞）」は、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。このように市内には、多種多様な文化財が保存伝承されており、文化財保護法及び県・市文化財保護条例で保護されている文化財の総数は、国指定文化財 18 件、県指定文化財 51 件、市指定文化財 226 件、国登録有形文化財 18 件、埋蔵文化財包蔵地 1,121 箇所です。

これらの文化財は、近年の人口減少などの社会変動による後継者の不足によって、滅失の危機にさらされています。特に、無形民俗文化財は後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって大きな影響を受け、継承に困難をきたしています。有形文化財は、未指定文化財を中心に空き家問題や家屋取り壊し、後継者の不在によって滅失の危機が迫っており、これらの社会変動への対応が必要です。

このような滅失の危機にある文化財を保全する拠点は、博物館・記念館などの文化財関係施設となります。しかし、これらの施設には、開館から 50 年以上が経過している施設もあり、文化財を安定的に保存する環境を整える必要があります。合わせて、施設を中心とした文化財に関する諸課題へ長期的に対処できる体制の構築が求められています。

(2) 計画作成の目的

平成 30 年（2018）に文化財保護法が改正され、第 183 条の 3 において「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。この計画では、地域の歴史や文化に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な文化財の継承に繋げます。計画は、文化財保護政策の中・長期的な

基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランを担います。また、計画の作成により、行政・関係機関・研究機関・地域・所有者が、地域総がかりで文化財等を保存・活用するための体制構築を図ることが期待されます。

奥州市の歴史や文化を特徴づける文化財を後世に伝えるためには、これまでのような文化財保護行政と文化財所有者のみで文化財の保存と活用を進めるという体制では不可能です。そのため、中長期的な方向性を定め、地域住民や市外の研究機関などの多様な主体との協働によって文化財の保存・活用を進めるべく、「奥州市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成し、様々な取り組みを実施していくこととしました。

2 計画期間及び進捗管理

（1）計画期間

本計画の期間は、次期「奥州市総合計画」（令和9年度～令和18年度）及び次期「奥州市教育振興基本計画」（令和9年度～令和18年度）の期間との整合性を勘案し、令和9年（2026）度～令和18年（2036）度の10年間とします。期間は、前期（1年目～5年目）・後期（6年目～10年目）に分けて実施します。



本計画の計画期間

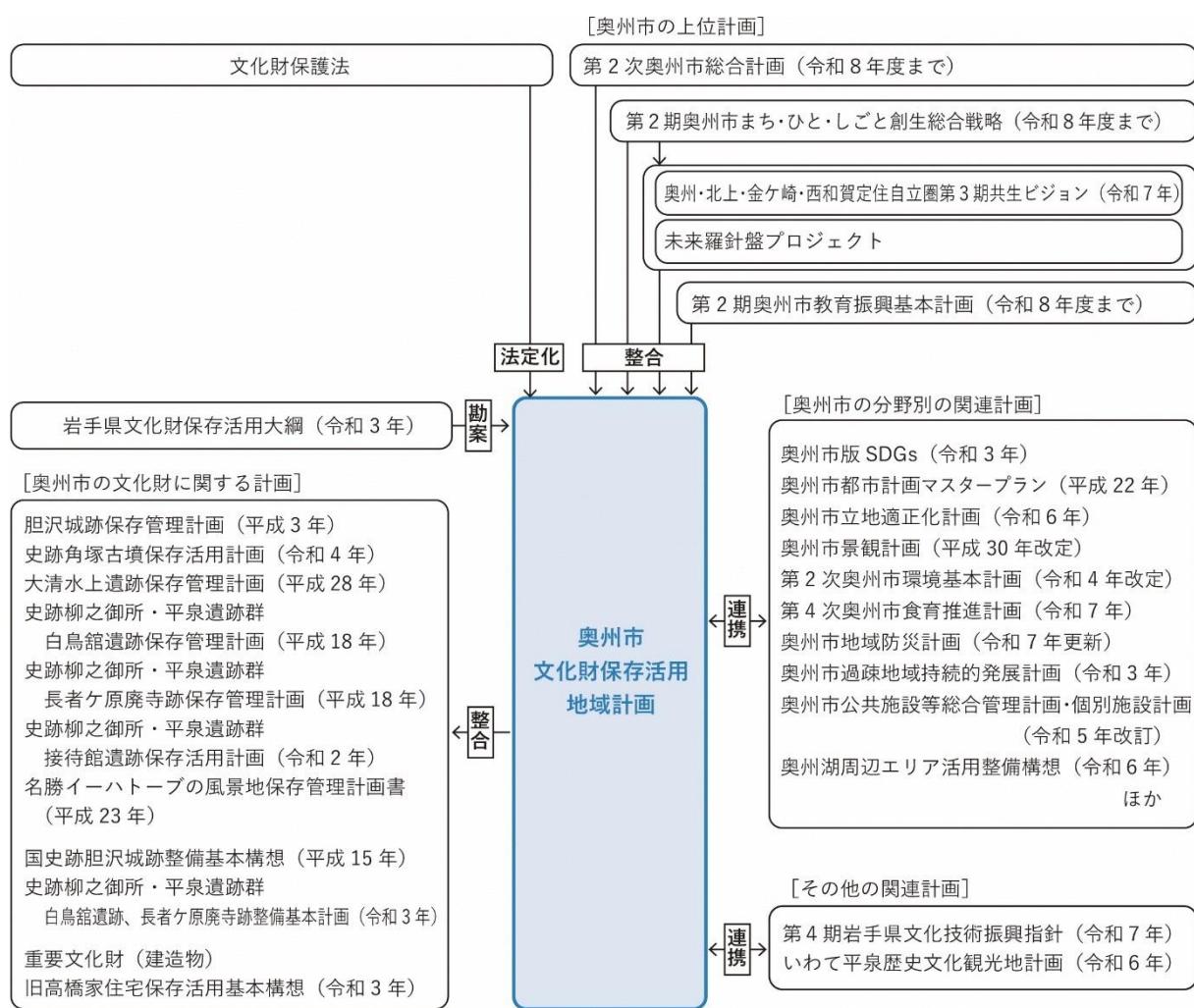
（2）進捗管理

本計画に記載した取り組みの進捗管理及び点検・評価は、奥州市文化財保護審議会において行います。審議会での点検・評価及び事業進展等による状況変化が生じた場合には、適宜計画内容の見直しを行います。

なお、見直しの結果、「計画期間の変更」、「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合には、文化財保護法第183条の4に基づき、文化庁長官に本計画の変更認定を受けるものとします。これ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について岩手県及び文化庁へ情報提供します。

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、奥州市における文化財保護政策の総合的な計画として作成するものです。計画の作成にあたっては、「岩手県文化財保存活用大綱」の内容を勘案した上で、市の最上位計画である「奥州市総合計画」及び教育行政の上位計画である「奥州市教育振興計画」などと整合性を図りました。また、個別の文化財に関する保存活用計画等についても、本計画と整合を図っています。合わせて、県・市の関連計画との連携・整合についても、留意しました。



本計画の位置付け

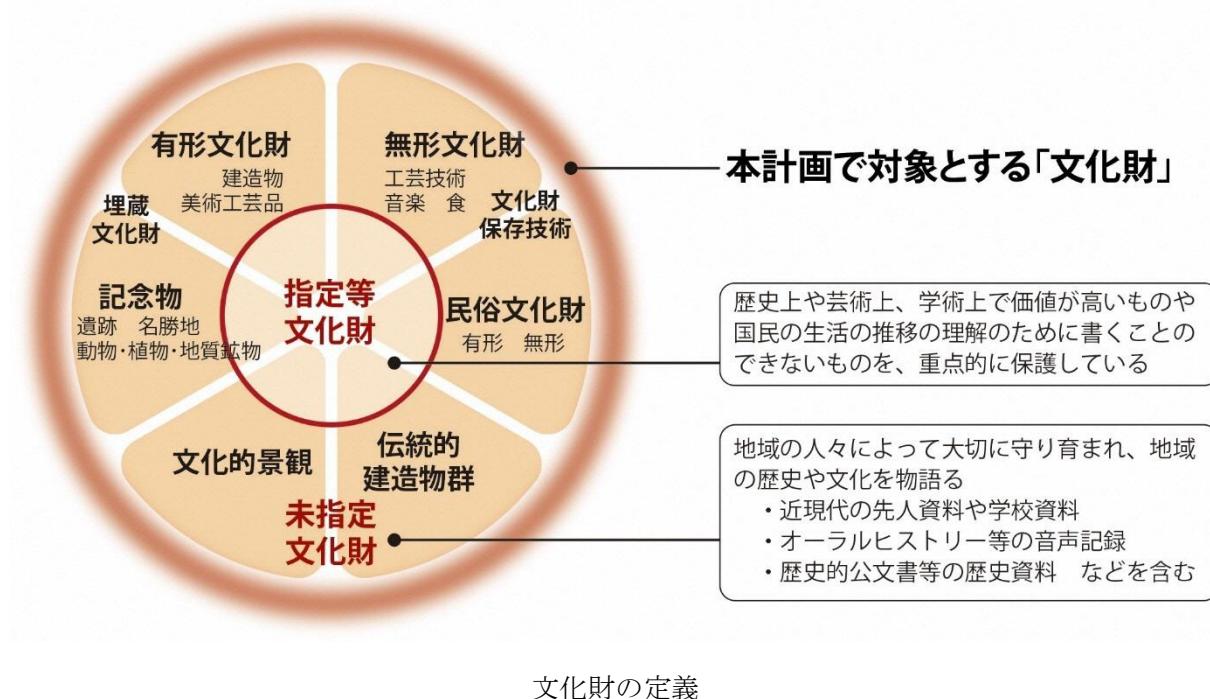
4 計画の対象

本計画で対象とする「文化財」の定義は、以下のとおりとします。

「文化財」とは、文化財保護法第 2 条に規定されている有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の 6 類型に加え、同法で保護対象となっている埋蔵文化財

や文化財の保存技術を指します。

これら「文化財」のうち、歴史上や芸術上、学術上で価値が高いものや国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものなどは指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には指定等文化財だけでなく、地域の人々によって大切に守り育まれ、地域の歴史や文化を物語る未指定の文化財が数多く所在しています。本計画では、文化財保護法で規定されている「文化財」に加え、近現代の先人資料や学校資料、オーラルヒストリー等の音声記録、歴史的公文書等の歴史資料などを含め、指定の有無に関わらず「文化財」として対象とします。



文化財の定義

第1章 奥州市の概要

1 自然・地理的環境

(1) 位置・面積

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、東は遠野市・住田町、西は秋田県東成瀬村、北は花巻市・北上市・金ヶ崎町、南は一関市・平泉町に接しています。総面積は、993.30 km²で、南北約37km、東西に57kmあります。



(2) 地域区分及び地区区分

本計画では、令和8年（2026）3月時点での市の地域・地区区分を準用します。

地域区分としては、「水沢地域」・「江刺地域」・「前沢地域」・「胆沢地域」・「衣川地域」の5地域があります。この5地域は、平成18年（2006）に奥州市に合併した2市2町1村の旧自治体の区域を範囲としています。

5地域の区分の下位には、地区区分が存在します。地区区分には、30地区が存在し、一部を除いて戦後に行われた昭和の合併前の町・村を範囲としています。



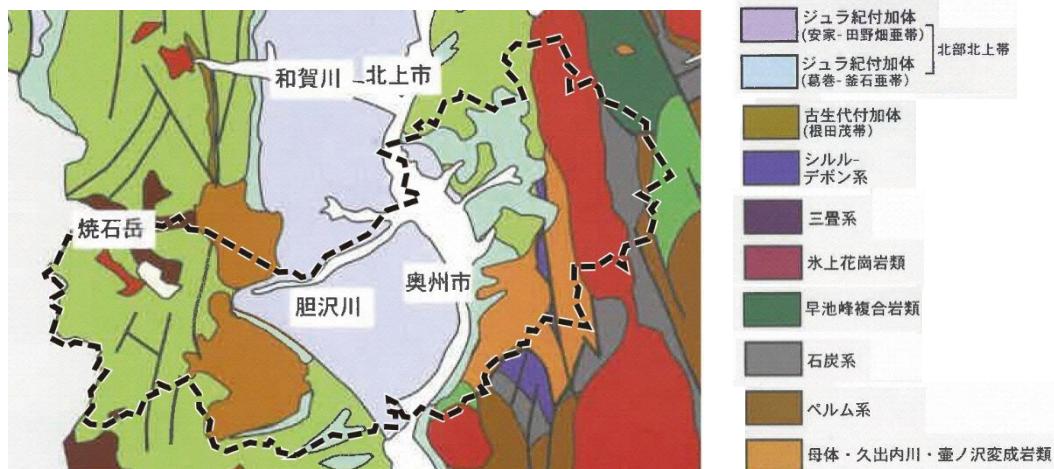
市内の地域・地区

(3) 地質・地形

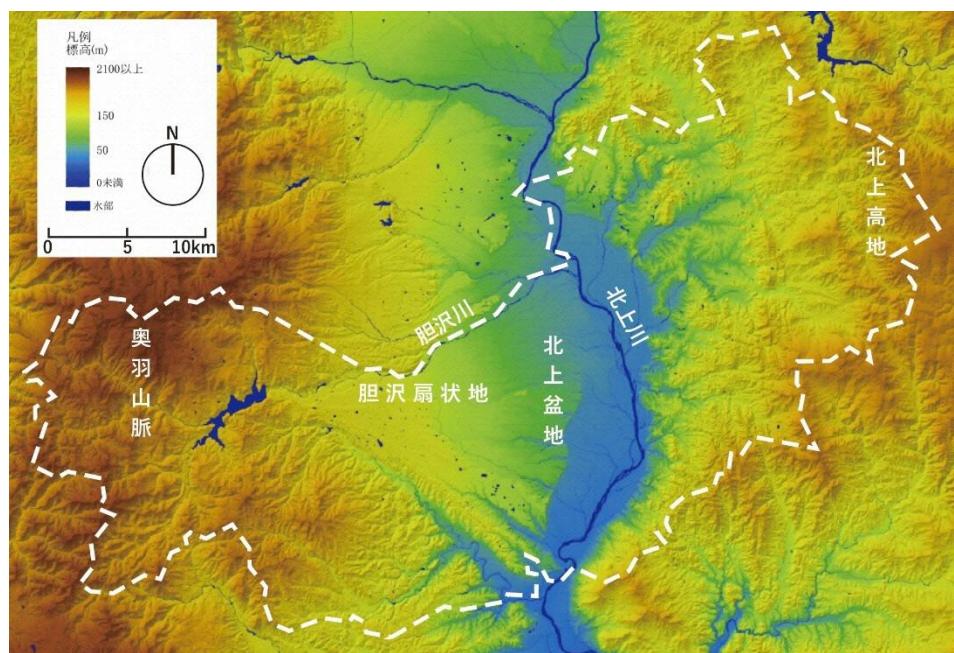
奥州市は、東に北上高地、西に奥羽山脈が位置しています。北上高地・奥羽山脈の間には北上盆地が広がり、南北に北上川が流れています。奥羽山脈からは、北上川に向かって胆沢川が流れ、流域には胆沢扇状地が広がっています。

北上高地は、1億2500万年前～1億2000万年前の地殻変動によって地殻が隆起し、原型が形成されました。この地殻変動により、古生代から中生代の地層が押し上げられ、そこに花崗岩質のマグマが入り込み、様々な鉱床や変成岩が形成されました。

奥羽山脈は、新生代の第四期更新世の地殻変動で大きく隆起しました。この地殻変動により、北上高地との間に北上盆地が形成されます。また、奥羽山脈は凝灰岩や安山岩などの脆い岩石で成り立っており、それらの岩石が胆沢川によって運ばれて堆積し、胆沢扇状地を形成しました。



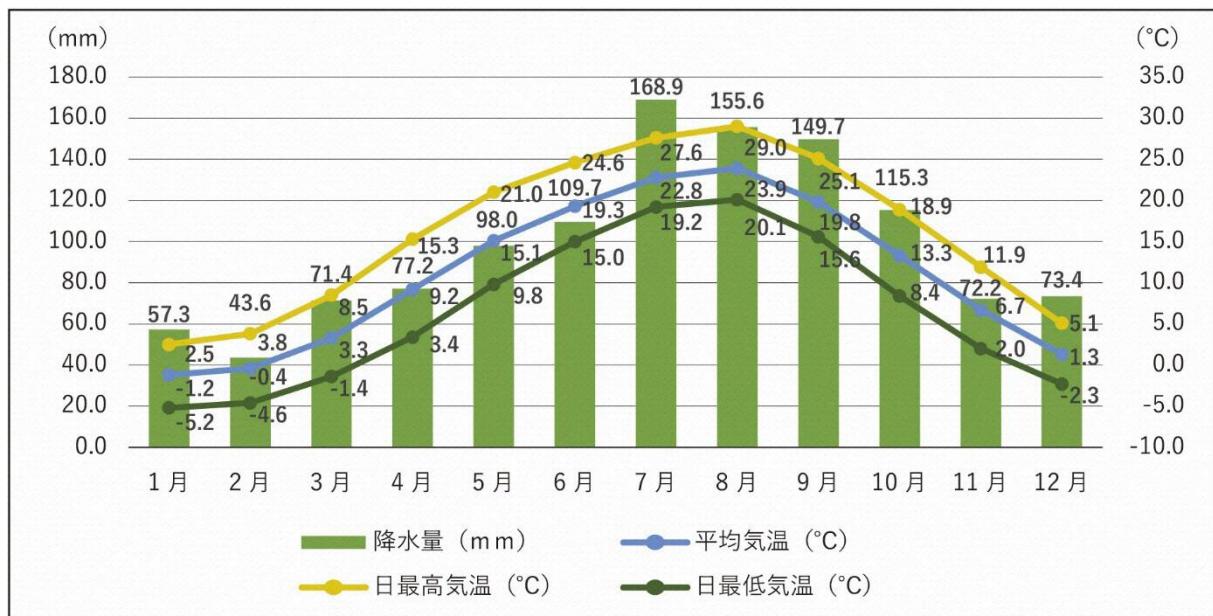
奥州市の地質（岩手県立博物館「岩手県地質図」より）



奥州市の地形（国土地理院電子地図国土 Web より）

(4) 気候

奥州市は、東西が広いため、気温や降水量は東西で差があります。市の西部は、日本海側の影響を受けることから、冬は積雪量の多い日本海式気候、夏は朝晩の気温差の大きい内陸性気候です。市中央部の北上盆地は、一年を通じて一日の気温差が大きく、また、市の東部の山間地は、年間を通して気温が比較的低くなっています。



年間の降水量・気温 (1991-2020 年平均値、観測点：江刺、気象庁データより)

2 社会的状況

(1) 人口の推移

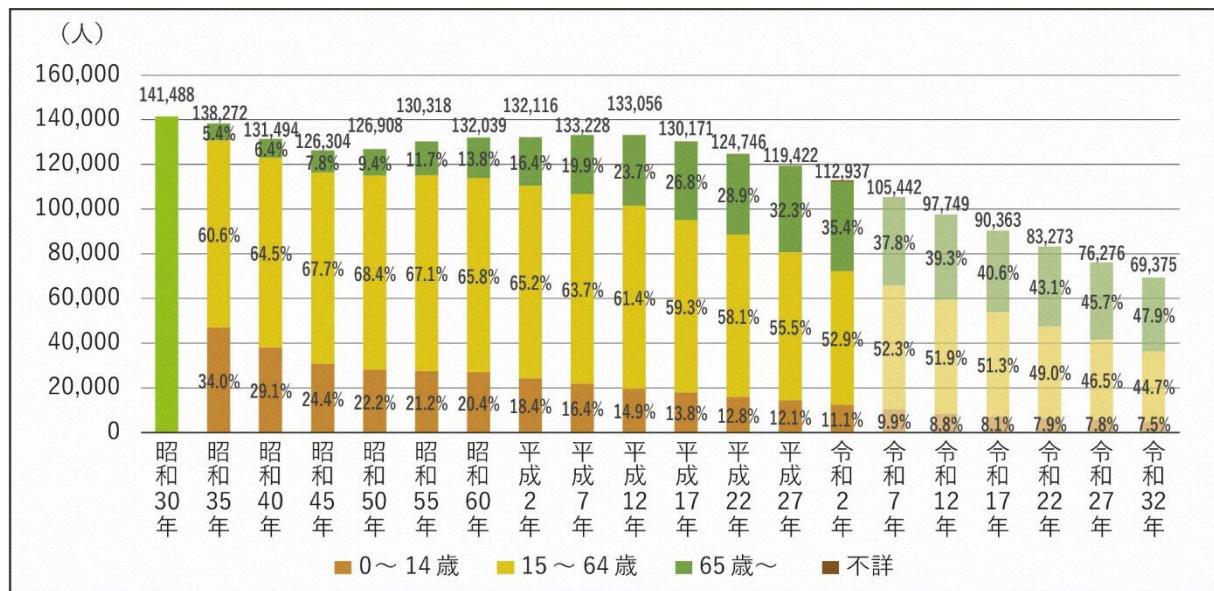
奥州市の人口は、令和 8 年 (2026) 3 月現在、○○人となっています。

人口推移をみると、奥州市（合併前は旧自治体人口の合算）の人口は、昭和 30 年 (1955) の 141,488 人が最大でした。その後は減少傾向となり、昭和 50 年 (1975) に微増へ転じました。しかし、平成 12 年 (2000) には再び減少に転じ、合併直前の平成 17 年 (2005) には 130,171 人、令和 2 年には 112,937 人と急激な人口減少が続いています。

世帯数は、昭和 30 年 (1955) に 23,786 世帯でしたが、微増傾向が続き、令和 2 年 (2020) に 42,371 世帯です。また、人口の 3 区分別構成割合は令和 2 年 (2020) 時点で 15~64 歳が 53.2%、65 歳以上が 35.6%、15 歳未満が 11.1% となっており、人口に占める 65 歳以上の割合が多くなってきています。

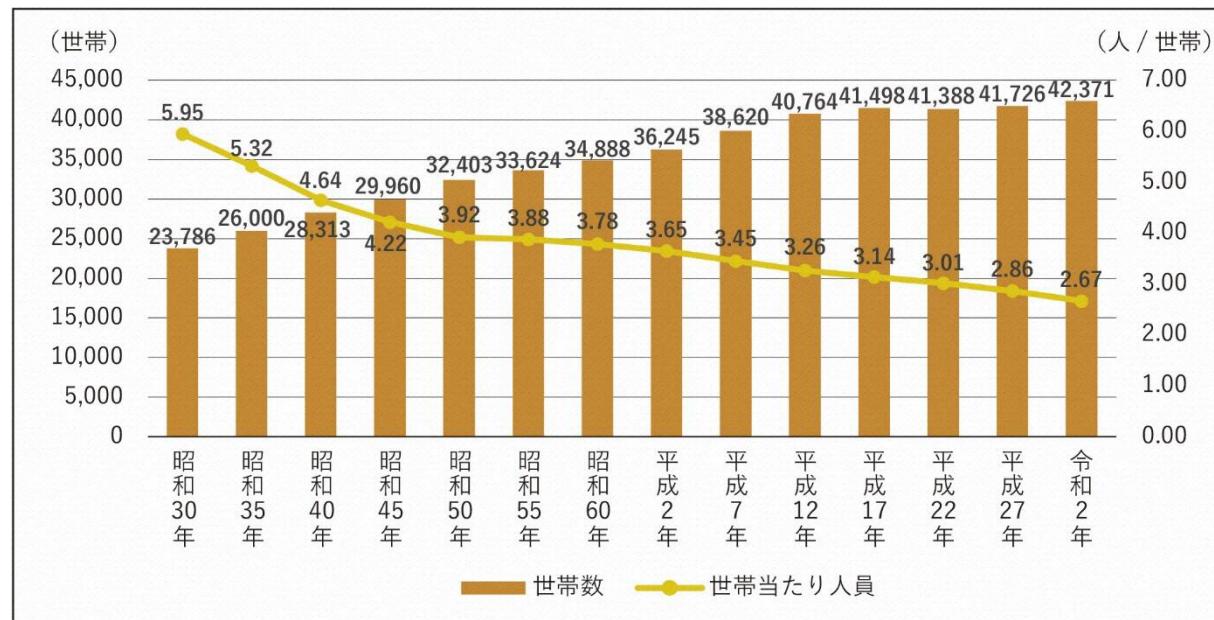
国立社会保障・人口問題研究所による令和 5 年 (2023) の人口推計では、奥州市は令和 12 年 (2030) に人口が 97,749 人となって 10 万人を割り込み、令和 22 年 (2040) には 83,273

人、令和 32 年（2050）には 69,375 人になると予測されています。



人口の推移と将来推計

（～令和 2 年：国勢調査、令和 7 年～：国立社会保障・人口問題研究所、令和 5 年推計）



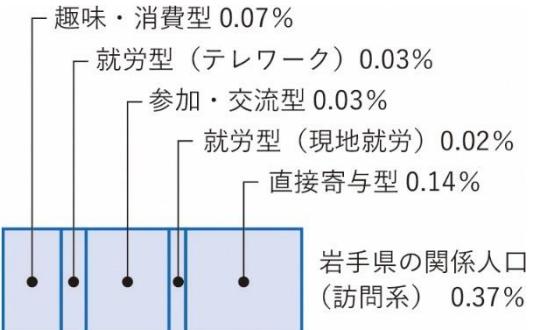
世帯数の推移（国勢調査より）

（2）関係人口

関係人口とは、特定地域と継続的かつ多様に関わり、地域課題の解決に資する人などの人口を指します。国土交通省「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」が令和 2 年（2020）に公表した実態把握調査の資料では、三大都市圏居住者において、約 861 万人（18.4%）が関係人口として、日常生活圏、通勤検討以外の特定の地域を訪問しているとい

うデータが公表されています。岩手県の関係人口について三大都市圏別にみると、首都圏が 347 人、中部圏が 20 人、近畿圏が 47 人となっており、首都圏の関係人口が多くなっています。

奥州市では、第 2 期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略において「魅力ある奥州市の地域資源を生かした交流人口・関係人口の拡大」が基本的施策の一つとして挙げられています。



三大都市圏からの岩手県の関係人口
「地域との関わりについてのアンケート」
(国土交通省、令和 2 年) より

(3) 空き家件数の推移

令和 6 年度（2024）の調査による市内の空き家件数は 3,715 件で、令和 3 年度（2021）から 715 件、23.8% 増加しています。空き家になった原因是、居住者の死亡または施設入所によるものが圧倒的に多い状況です。

地域	H27	H30	R3	R6	増減 (R6/R3)
水沢	979	1,092	1,236	1,458	18.0%
江刺	774	968	1,116	1,384	24.0%
前沢	222	269	316	421	33.2%
胆沢	172	204	251	327	30.3%
衣川	45	70	81	125	54.3%
合計	2,192	2,603	3,000	3,715	23.8%

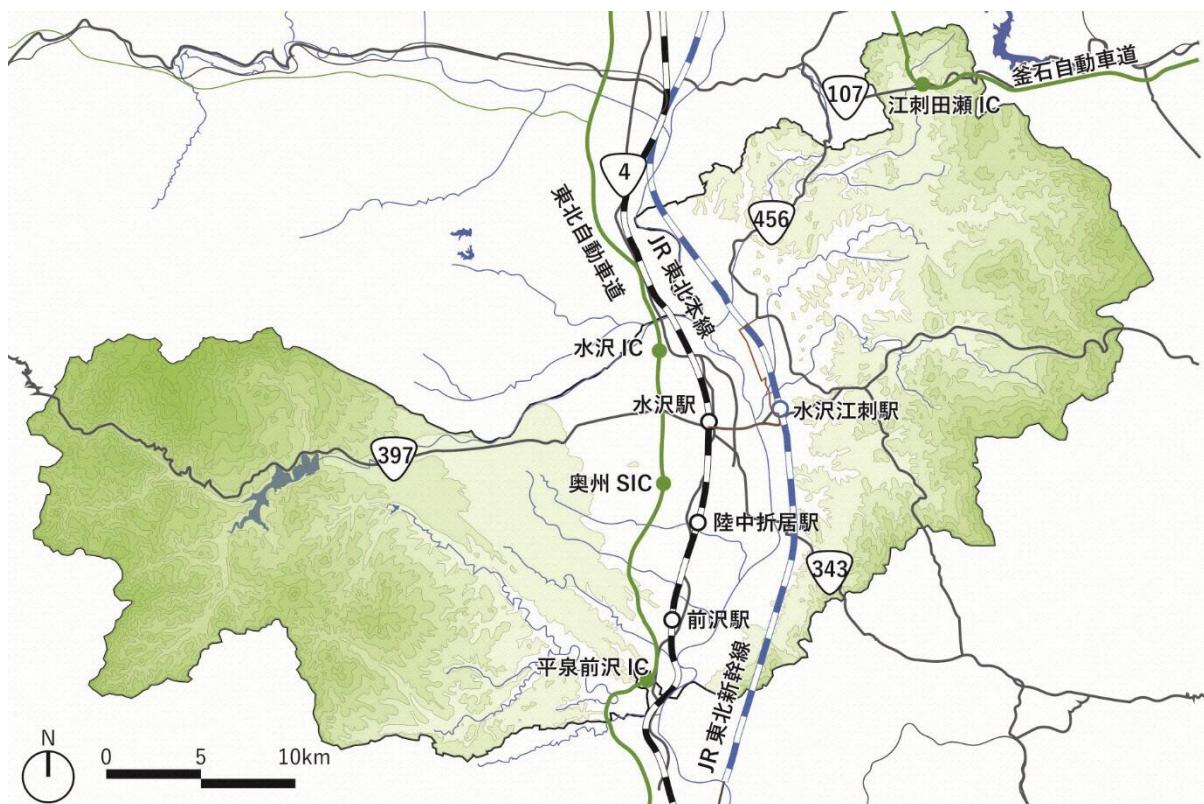
空き家の件数（「空き家実態調査（奥州市）」より）

(4) 交通

市内には国道 4 号が南北へ通り、国道 397 号が岩手県大船渡市から江刺・水沢・胆沢を東西に横断して秋田県に、国道 343 号が水沢から陸前高田市に通じています。このほか、国道 456 号が江刺・水沢地域を南北を貫き、国道 107 号が江刺梁川地域を通っています。

また、東北自動車道が南北に通り、市内には北から水沢インターチェンジ・奥州スマートインターチェンジ・平泉前沢インターチェンジがあります。江刺梁川地域を釜石自動車道が通り、江刺田瀬インターチェンジがあります。

交通機関としては、JR 東北新幹線・東北本線のほか、市内で運行するバス（路線・市営等）・地区内交通・一般タクシーがあります。

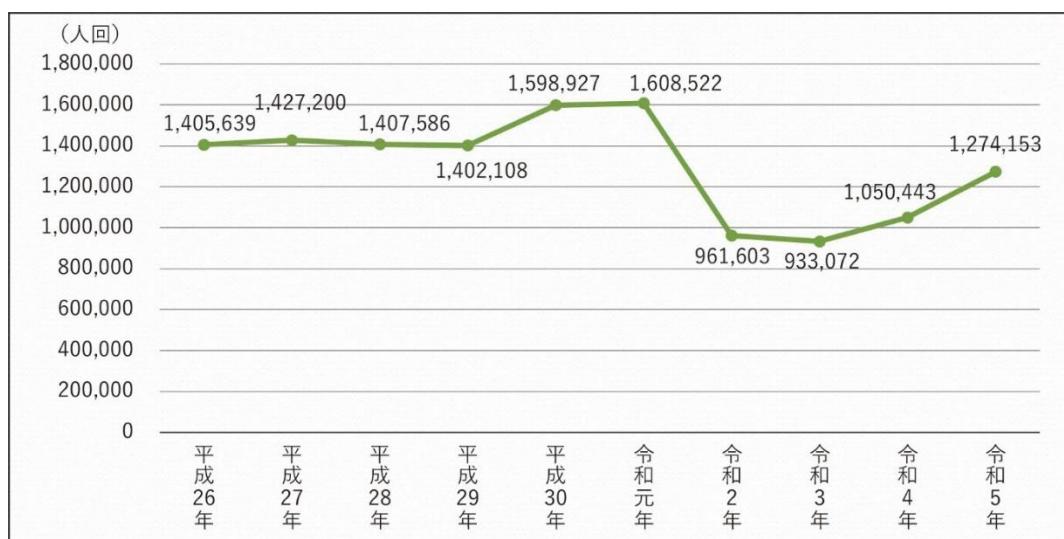


市内の交通ネットワーク

(5) 観光

奥州市の観光客数は、令和元年（2019）に160万人を超えたが、令和2年（2020）から新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響によりにより減少しています。徐々に回復し、令和5年（2023）には約127万人となっています。

特に、歴史公園えさし藤原の郷は、年間数十万人の観光客が訪れる観光拠点となっています。



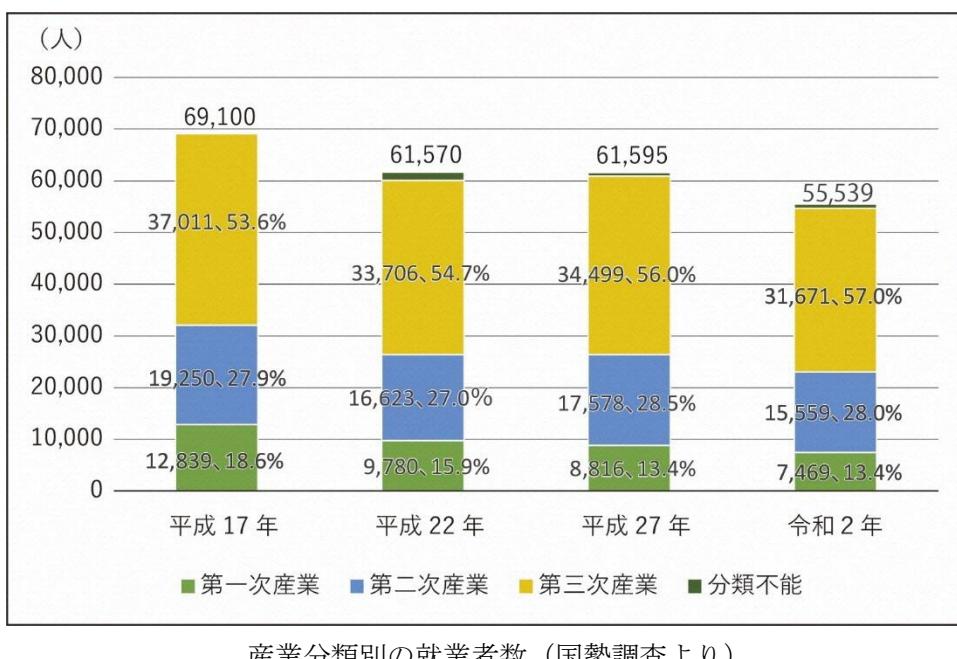
観光客数の推移（岩手県観光統計より）

(6) 産業構造

奥州市は、中山間地域から平野まで開けた土地を有し、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。また、交通の利便性の良さを背景に商業集積が進み、工業団地等が整備され、基幹産業が展開してきました。

農業は、稲作や果樹、野菜の生産が盛んで、特産品として江刺りんごや江刺金札米、前沢牛などがあります。また、南部鉄器や岩谷堂箪笥などの伝統工芸品も継承されています。

令和2年（2020）の産業別就業者割合は、第三次産業が最も多く57.0%、次いで第二次産業が28.0%、第一次産業が13.4%です。近年の推移をみると、人口減少に伴い就労者人口も減少しており、また、第三次産業が増加、第一次産業が減少傾向にあります。



産業分類別の就業者数（国勢調査より）

(7) 文化財関係施設

文化財関係施設は、文化財や歴史文化の展示を行っている博物館等の文化財展示施設、展示機能はないものの文化財を収蔵している文化財収蔵施設、歴史的建造物、歴史公園、史跡付属施設があります。また、地区センターや学校施設などで文化財を収蔵している施設があります。

文化財展示施設としては、旧自治体時代に建築された施設や先人などを個別に紹介する施設がありますが、奥州市全体の文化財や歴史文化を展示する施設はありません。また、文化財展示施設に収蔵しきれない文化財は、地区センターの管理施設や廃止した行政施設などを転用した文化財収蔵場所等に分散して収蔵されています。

市が管理する歴史的建造物は、水沢地域に集中するほか、江刺地域の岩谷堂地区や前沢地域の生母地区にも所在しています。歴史公園は、遺跡や歴史文化に関する場所に設置しています。ガイド施設などの史跡付属施設は、胆沢城跡や白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、角塚

古墳に設置しています。また、施設は未設置ですが、市で管理している国史跡があります。

文化財展示施設

施設名	開館	概要
木村栄記念館	昭和 41 年 (1966)	旧臨時緯度観測所本館（国登録有形文化財）を利用し、緯度観測所初代所長である木村栄の業績を顕彰する記念館。所長室を再現し、使用していた眼視天頂儀や歴代の観測装置等を展示している。
消防記念館	昭和 45 年 (1970)	江戸時代末期から明治・大正時代の消防に関する資料を収集、展示している。
高野長英記念館	昭和 46 年 (1971)	郷土の先覚者高野長英を顕彰する記念館であり、訳書、著書、手紙および遺品などを収蔵している。
斎藤實記念館	昭和 50 年 (1975)	斎藤實の旧宅敷地に建つ記念館。業績を示す勲章や礼装品などを展示している。記念館の一部として、国登録有形文化財「斎藤子爵水沢図書庫」も公開している。
後藤新平記念館	昭和 53 年 (1978)	奥州市水沢に生まれた後藤新平の記念館。幼少時代から晩年に至るまでの資料を数多く展示している。
奥州市伝統産業会館	昭和 61 年 (1986)	南部鉄器発祥の地の歴史を伝える資料が展示されているほか、鉄器づくりの工程を紹介している。
水沢図書館	平成元年 (1989)	古文書書庫に留守家文書（国指定重要文化財）等を保管しているほか、木村栄関係の資料を展示している。
胆沢郷土資料館	平成 3 年 (1991)	胆沢地域の歴史や民俗などを紹介する施設。約 3 万年前の旧石器や弥生時代の石包丁、角塚古墳出土埴輪、民具などを展示している。
奥州市武家住宅資料館	平成 5 年 (1993)	「探訪・城下町水沢」をテーマに、江戸時代の水沢の町並みを概観できる地図や武具などの資料を展示している。
奥州市埋蔵文化財調査センター	平成 5 年 (1993)	埋蔵文化財を調査研究し、その資料を展示している。胆沢城跡歴史公園を含む国指定史跡「胆沢城跡」のガイダンス施設としての役割を担う。
三好京三記念室	平成 6 年 (1994)	奥州市前沢出身の直木賞作家である三好京三の資料を展示する記念室。旧衣川小学校大森分校の職員室を使用している。
奥州市牛の博物館	平成 7 年 (1995)	「牛と人との共存を探り、生命・自然・人間を知る」をテーマに掲げた牛専門の登録博物館である。
衣川歴史ふれあい館	平成 7 年 (1995)	前九年合戦と安倍一族をテーマとし、安倍貞任と源義家、前九年合戦の名場面を再現している。
えさし郷土文化館	平成 12 年 (2000)	江刺地方の歴史や文化と地域産業、連綿と培われてきた祈りの伝統を、豊富な実物資料や復元資料を通じて楽しみながら学ぶことができる。
めんこい美術館	平成 13 年 (2001)	奥州市水沢出身の佐々木精治郎の絵画作品と、世界のアゲハチョウ標本を展示する常設展がある。
菊田一夫記念館	平成 15 年 (2003)	展示棟として利用している中善蔵は、市指定文化財。ラジオドラマ「鐘の鳴る丘」で有名な劇作家菊田一夫の生涯と作品資料を展示している。
奥州宇宙遊学館	平成 20 年 (2008)	旧臨時緯度観測所本館として使用されていた建物で、子どもから高齢者までが天文や宇宙について楽しく学べる科学館。

歴史的建造物

建物名称	建築年代
旧後藤家住宅	元禄年間(1699～1703年)
旧高橋家住宅	明治21年(1888)
旧高野家住宅	江戸時代
後藤新平旧宅	18世紀前半頃
旧岩谷堂共立病院	明治8年(1875)
旧後藤正治郎家住宅	19世紀初頭

建物名称	建築年代
旧内田家住宅	19世紀初め頃
旧安倍家住宅	明治時代、大正後期
斎藤子爵水沢文庫	昭和7年(1932)
旧高野家住宅古稀庵 ・新座敷	昭和6年(1931)
後藤伯記念公民館	昭和16年(1941)年
旧臨時緯度観測所	明治・大正時代

史跡

史跡名称	年代
大清水上遺跡	縄文時代前期後葉
角塚古墳	5世紀第3四半期頃
胆沢城跡	平安時代
長者ヶ原廃寺跡	古代末期

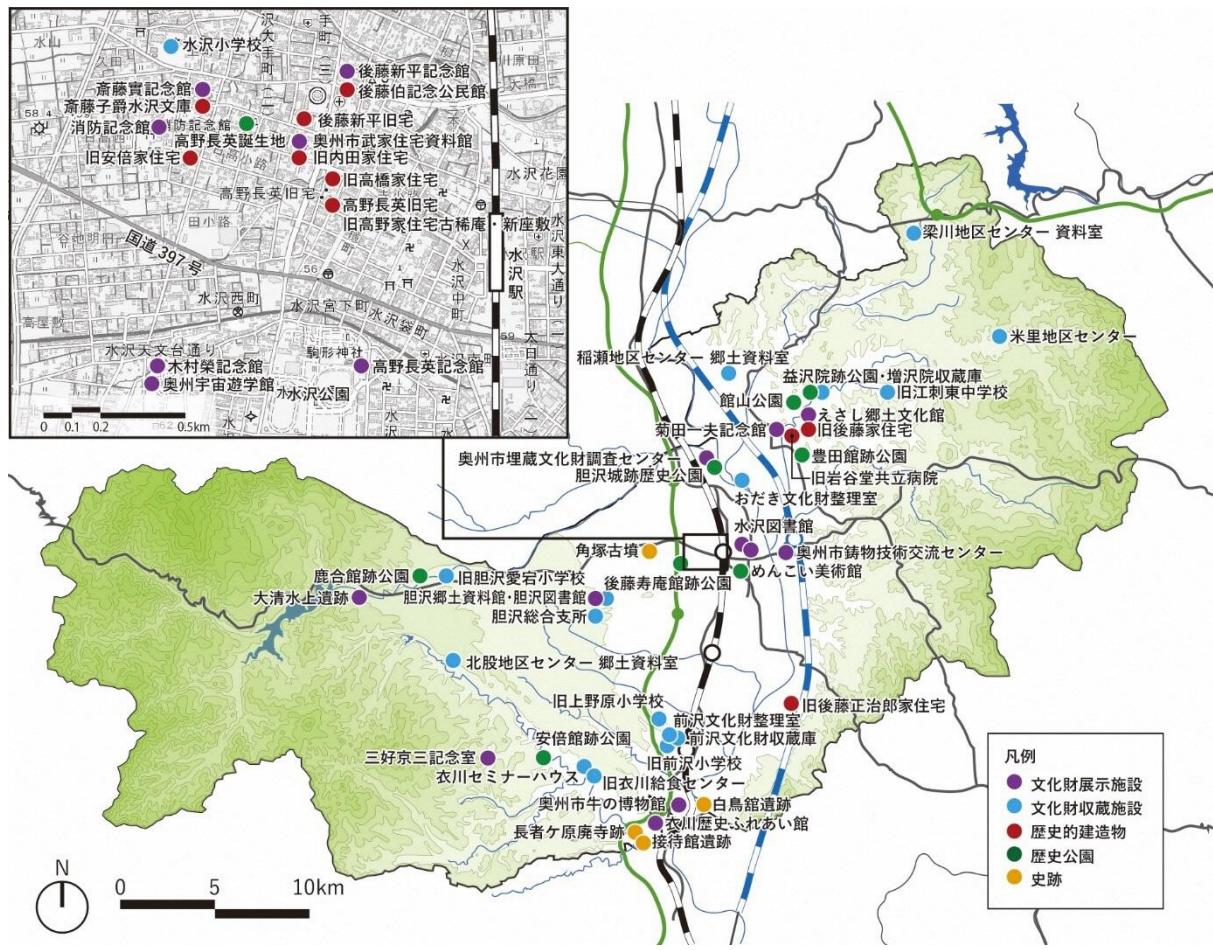
史跡名称	年代
白鳥館遺跡	平安～室町時代
接待館遺跡	12世紀
高野長英旧宅	江戸時代末
豊田館跡	平安時代

歴史公園

後藤寿庵館跡公園、高野長英誕生地、胆沢城跡歴史公園、豊田館跡公園、益沢院跡公園、館山公園、鹿合館跡公園、安倍館跡公園

文化財収蔵場所

増沢院収蔵庫、前沢文化財収蔵庫、前沢文化財整理室、おだき文化財整理室、胆沢図書館、衣川セミナーハウス、梁川地区センター資料室、稻瀬地区センター郷土資料室、米里地区センター、北股地区センター、水沢小学校、旧前沢小学校、旧上野原小学校、旧胆沢愛宕小学校、旧江刺東中学校、胆沢総合支所、旧衣川給食センター



文化財関連施設の分布図

3 歴史的背景

(1) 原始

市内最古の遺跡は上萩森遺跡で、2万8千年前の石器が出土しています。このほかにも、胆沢川沿いの高位面や北上高地には、旧石器時代から縄文時代草創期の遺跡があります。

縄文時代早期には、温暖化が進んで定住するようになりますが、完全には定住しておらず、季節によって遊動生活を送っていました。縄文時代前期に人々が定住して大規模なムラを作るようになります。なかでも胆沢扇状地上部に所在する大清水上遺跡は、大型竪穴住居群で構成される環状集落で、縄文時代前期後葉の拠点的な大集落です。縄文時代中期の後半から気候が冷涼になり、縄文時代後期・晩期には、集落が小型化して各地に分散します。

弥生時代の遺跡は、胆沢川下流域から北上盆地に多く見つかります。市内でも稻作が始まることを示すものとして、常盤広町遺跡の水田跡や清水下遺跡出土の石包丁があります。

古墳時代中期の角塚古墳は、日本最北の前方後円墳です。5世紀の角塚古墳や、拠点と考えられる中半入遺跡、石田Ⅰ・Ⅱ遺跡は、古墳文化と続縄文文化の遺物が共存しており、南北と交流がありました。

(2) 古代

平安時代には、東北地方に住む人々は大和朝廷から蝦夷と呼ばれ、度々征夷の対象となっていました。延暦5年（774）に始まった朝廷による蝦夷征討の中で、延暦21年（802）に坂上田村麻呂が胆沢城を造営しました。同年、胆沢地方の蝦夷族長であった大墓公阿豆流為、盤具公母礼らが降伏します。まもなく胆沢城は鎮守府となり、10世紀後半まで陸奥国北部を支配する拠点となります。

11世紀に奥六郡（胆沢・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手郡）を治めていた安倍氏が境界である衣川を越えて朝廷と衝突し、前九年合戦が起こります。前九年合戦は、安倍氏の敗北になりますが、この時朝廷方として参戦した出羽仙北三郡の清原氏でも内紛が起きて朝廷が介入、後三年合戦が勃発します。後三年合戦では、清原一族の多くが死亡しますが、安倍氏の血を引き、かつ当時清原氏の養子となっていた平泉藤原氏初代の藤原清衡は、この時朝廷側につき、生き残ります。

11世紀末から12世紀初頭に、藤原清衡は江刺郡の豊田館から平泉に進出し、朝廷と結びつきを持ちつつ、東北地方全域を支配下に治め繁栄しました。平泉藤原氏の成立や繁栄に関して、寺院跡の長者ヶ原廃寺跡や、川湊としての使用が始まっていった白鳥館遺跡があります。また、接待館遺跡は、平泉の鎮守社跡とも推定されています。

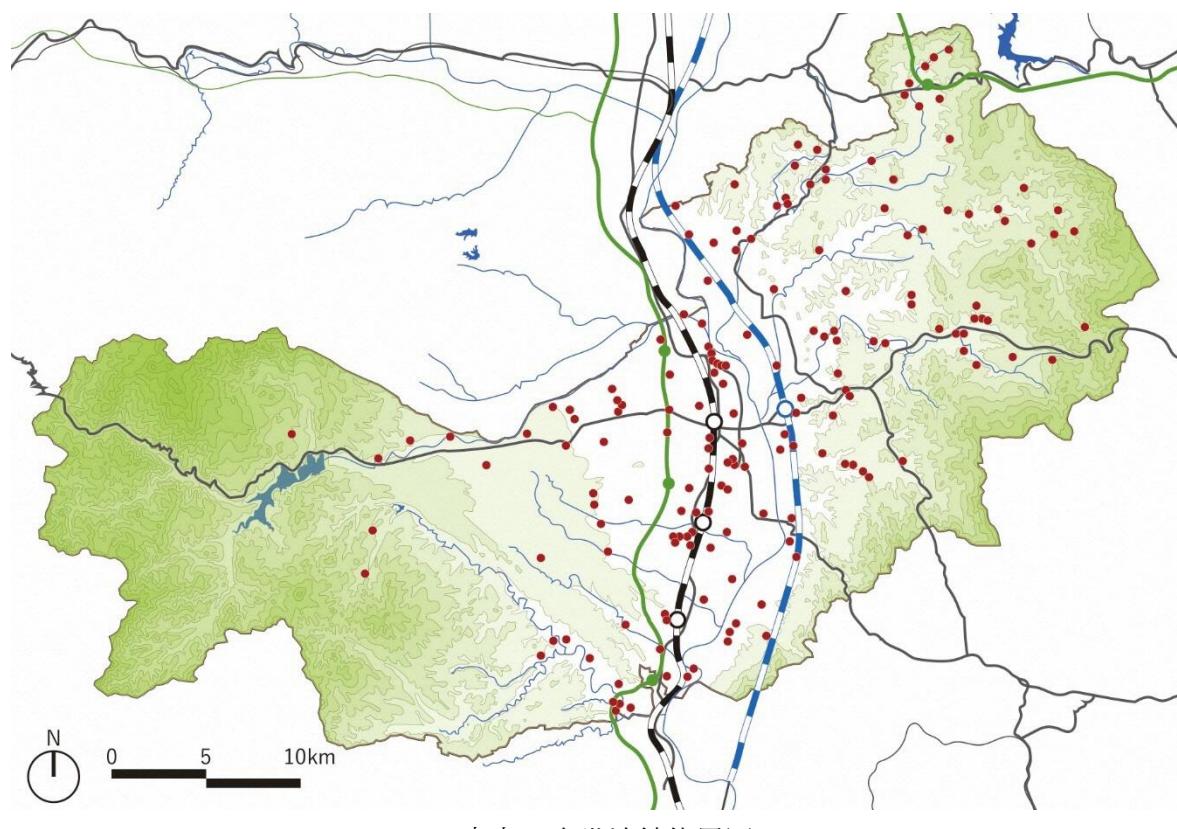
(3) 中世

文治5年（1189）の奥州合戦により平泉藤原氏が滅亡し、胆沢・江刺郡と磐井郡の一部は、

源頼朝の御家人で、奥州総奉行に任じられた葛西清重に与えられました。清重には、頼朝から「葛西五郡二保」（胆沢・江刺・磐井・気仙・牡鹿郡、黄海・興田保）と呼ばれる広大な所領が与えされました。

鎌倉時代には、胆沢・江刺・磐井郡に所領を有していた平泉の中尊寺と現地支配を進める葛西氏との間で対立が起こります。南北朝時代に入ると、葛西領北部の胆沢・江刺郡で葛西一族やその被官の自立が進みました。貞和4年（1348）に開山した正法寺は、このような自立した領主に支持され、発展していきました。室町時代には、領主間の連携による地域秩序の安定が図られ、胆沢郡の柏山氏と江刺郡の江刺氏が地域を代表する領主となります。戦国時代には、柏山氏や江刺氏などの領主は抗争を繰り広げており、その影響によって各地に城館が構えられました。

天正18年（1590）の豊臣秀吉による奥羽仕置により、葛西氏やその一族・家臣は所領を失います。この仕置に反発した人々は、葛西・大崎一揆を引き起こします。しかし、翌年には豊臣政権に鎮圧され、葛西旧領は伊達政宗に与えられることとなりました。



（4）近世

胆沢・江刺郡は伊達政宗に与えられた葛西旧領の北端で、北の南部氏と境を接しました。その境界をめぐって、伊達・南部氏の間で争われ、幕藩体制成立後の寛永18年（1641）の幕

府による裁定まで続きました。

幕藩体制の成立後、仙台藩は、藩士が藩主から与えられた知行地を直接支配する地方知行制を採用しました。胆沢・江刺郡に知行地を与えられた藩士は寿安堰や鹿股堰などの堰の開削や新田開発を進め、藩内有数の穀倉地帯を築きました。また、盛岡藩（南部氏）との境界地帯という事情により、藩境に隣接する場所や街道沿いの要衝となる胆沢・江刺郡の拠点には、伊達一族などの有力藩士が配置されました。これらの拠点は、要害制が確立した後、要害（岩谷堂・水沢・人首）と所（前沢・野手崎）に位置付けられました。



市域の伊達藩の要害・所

仙台藩政下での地域支配は、仙台藩士のみが担っていた訳ではありません。江戸時代の村落支配は、各村の有力者から任じられる肝入が担当しました。肝入のとりまとめ役として、数村から十数村に一人大肝入が任じられ、広域行政を担っていました。また、地域で収穫された米を石巻港まで送る北上川舟運の管理は、肝入の中から上川御船肝入が選任されました。行政を地域の人々が担ったことにより、多くの地方文書が藩中央ではなく、地域に残されることとなります。

近世後期には、水沢要害の城下町で日高火防祭が始まりました。また、農村では神楽や鹿踊、剣舞などの民俗芸能が踊られていました。現在まで伝わる無形民俗文化財の原型は、この頃の暮らしと関わって成立しています。



江戸時代における胆沢・江刺郡（東磐井郡の母体・赤生津村含む）の村
(今野健氏作成資料をもとに作成)

(5) 近代

明治維新後、藩が解体され新たに県が設置されました。市内は、明治9年（1876）に岩手県に属することとなります。また、江戸時代の村も再編され、近代の行政区画である町や村となります。また、町や村の上部には郡が置かれました。

市内では、元々武士や商人が集住していた旧要害・所の町場に人口・商工業者が集中し、都市化します。一方、都市部以外の地域は農業を主たる産業とする農村部となりました。明治時代後半からは、江刺郡東部の北上高地で鉱山開発が進められ、鉱山周辺の村で人口が増加しました。また、明治23年（1890）に東北本線水沢駅が開業し、人の往来も盛んとなりました。

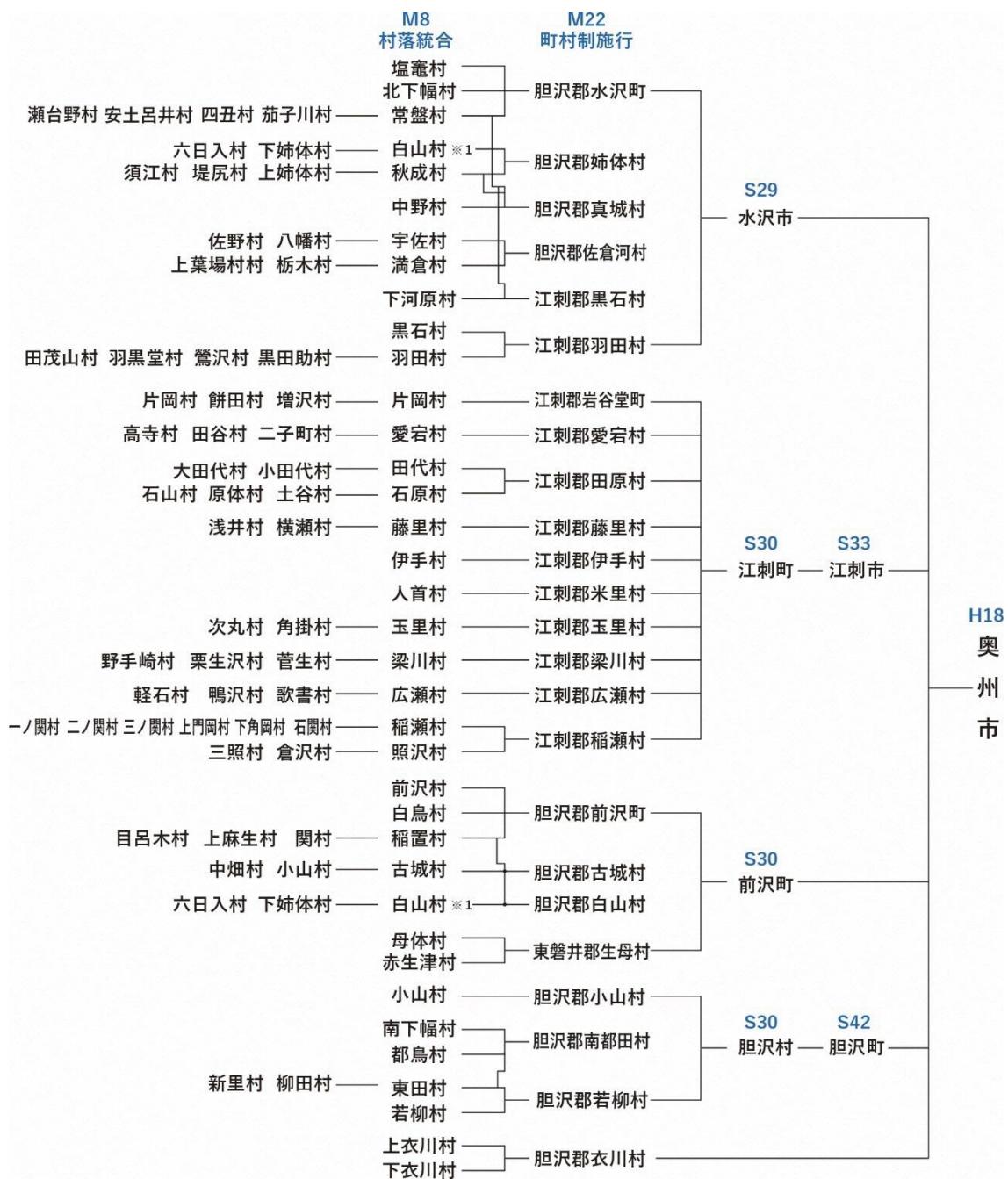
明治時代以降には職業選択が自由となり、市内出身者から国内外で功績を挙げた多くの先人が誕生します。先人たちは、日本近代史を語るうえで欠かせない多くの歴史資料を残しました。また、市内には先人による地域社会への影響を見て取れる文化財があります。内閣総理大臣などを歴任した斎藤實は、故郷の子弟教育のため斎藤子爵水沢文庫を開設しています。内務大臣などを歴任した後藤新平の死後、かつての部下、正力松太郎がその恩義に報いるため、新平の故郷である水沢に後藤伯記念公民館を建設しました。先人やその影響を受けた人々によっても、地域の発展がなされています。

(6) 現代

太平洋戦争の終戦後、自治体の合併が大規模に行われました。合併の結果、水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町が誕生します。衣川村は合併せず、明治22年（1889）に成立した際の村域を維持していました。この合併時に、東磐井郡に属していた生母村（現在の生母地区）は前沢町に合併します。また、江刺郡稻瀬村は分離し、現在は奥州市江刺稻瀬地区と北上市稻瀬地区となっています。この時の旧市町村が、現在の水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川地域の範囲となっています。

近代に人口が集中していた水沢地域や江刺地域の岩谷堂地区、前沢地域は、戦後も都市部として商業の中心地となります。これらの地域を核として、水沢南地区や常盤地区、江刺愛宕地区での宅地開発が進みます。また、東北自動車道や東北新幹線水沢江刺駅の開業など、交通網の整備も進みます。一方で、平成時代から人口減少の傾向が顕在化し始め、特に農村部や山間部でその傾向が顕著となっています。

平成18年（2006）、水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が合併し、奥州市が誕生しました。



明治時代以降の市町村合併経過

第2章 奥州市の文化財の概要と特徴

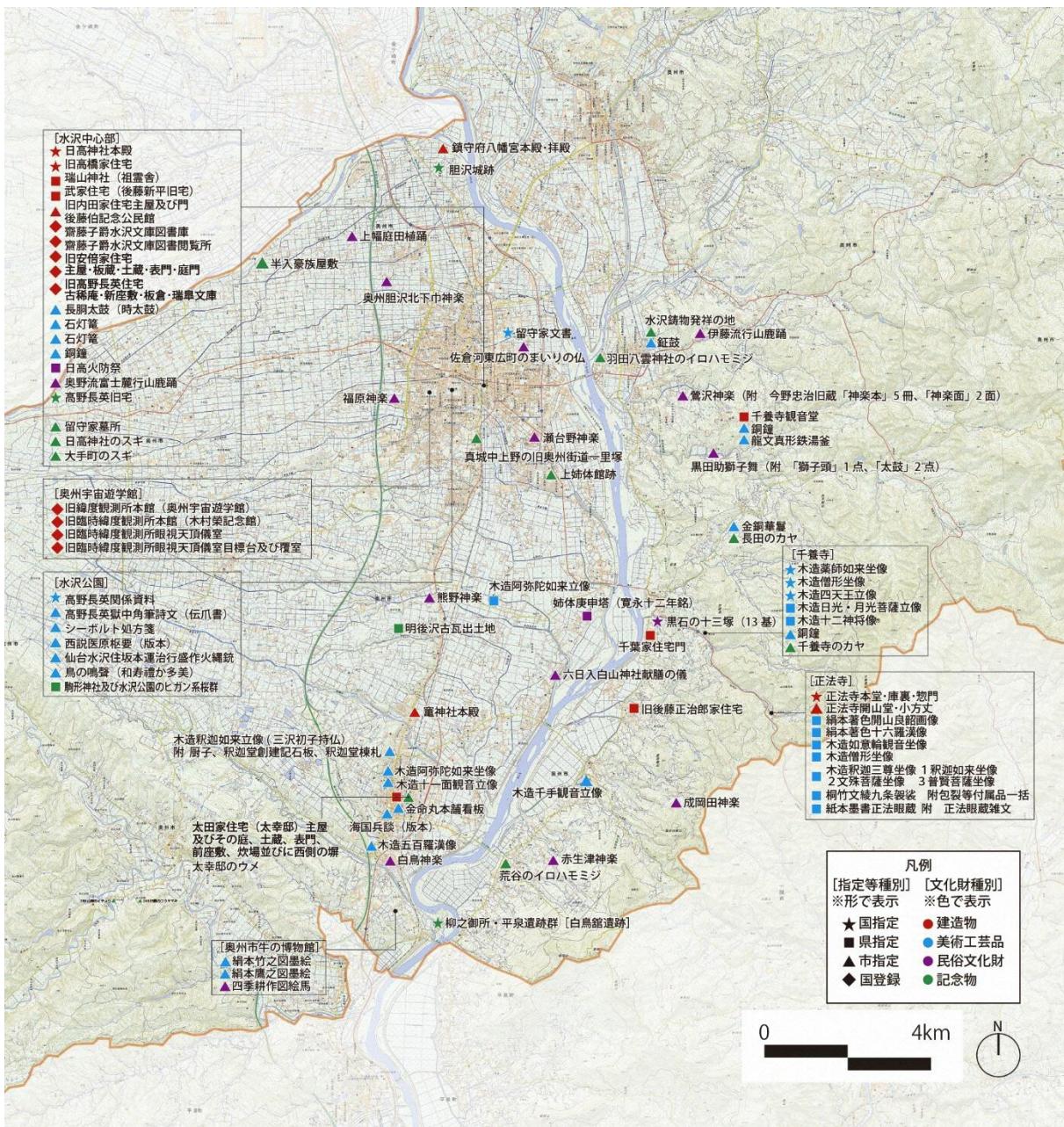
1 指定等文化財

令和8年（2026）3月31日時点で奥州市に所在する国指定・登録文化財、岩手県指定文化財、奥州市指定文化財の件数は合計313件、埋蔵文化財包蔵地は1,121件となっています。文化財の保存技術に選定されているものはありません。このほか、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として3件が選択されています。

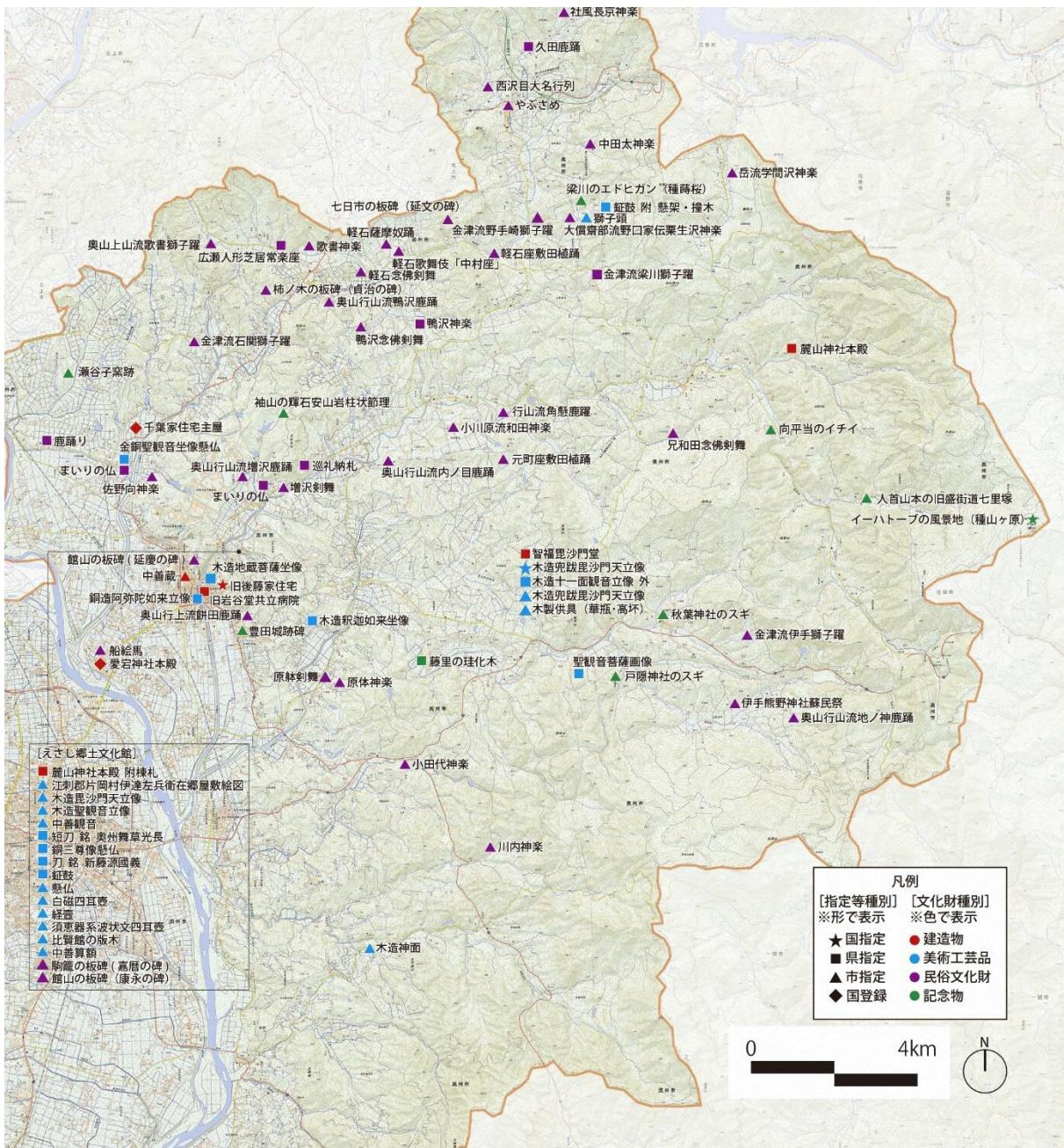
指定等文化財の件数一覧（令和8年3月31日現在）

分類		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	4	11	5	18	38
	絵画	0	3	2	0	5
	彫刻	4	11	19	0	34
	工芸品	0	8	13	0	21
	書跡・典籍	0	1	0	0	1
	古文書	1	0	6	0	7
	考古資料	0	2	5	0	7
	歴史資料	1	0	11	0	12
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	4	43	0	48
	無形の民俗文化財	1	6	73	0	80
記念物	遺跡	5	1	9	0	15
	名勝地	1	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	0	4	40	0	44
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
指定・登録合計		18	51	226	18	313
文化財の保存技術		0	—	—	—	0
周知の埋蔵文化財包蔵地 ※合計には含まない		—	—	—	—	(1,121)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		3	—	—	—	3

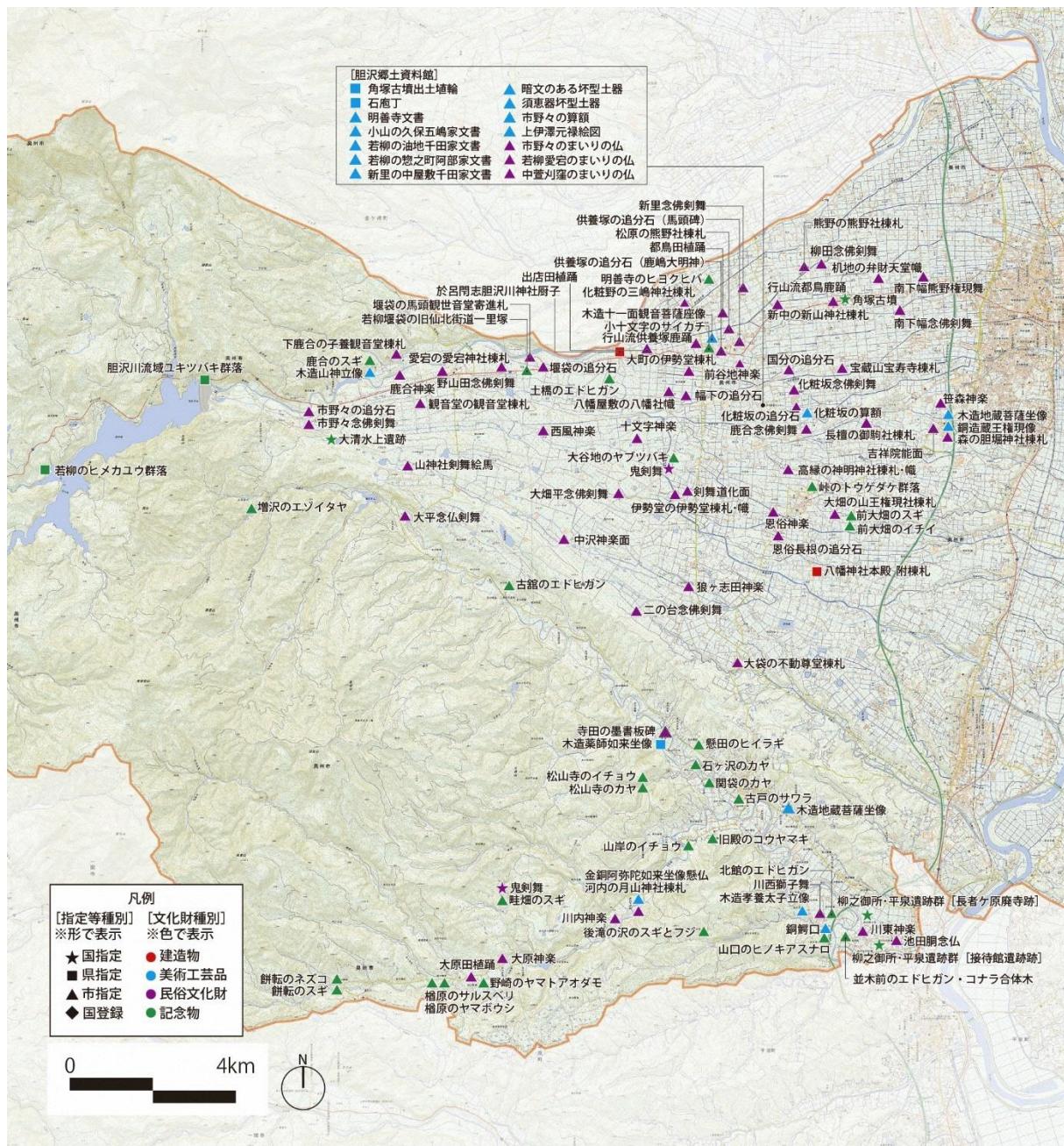
※地域・地区ごとの件数



指定等文化財の分布図（水沢、前沢）



指定等文化財の分布図（江刺）



指定等文化財の分布図（胆沢、衣川）

(1) 指定文化財

市内の指定文化財は、国指定 18 件、県指定 51 件、市指定 226 件となっています。地域ごとでは、江刺地域と胆沢地域に指定文化財が多く分布しています。指定レベル別では、地域ごとに国・県・市指定の割合が異なっており、国指定は水沢地域、県指定は水沢地域・江刺地域、市指定は江刺地域・胆沢地域での分布が多くなっています。

有形文化財は、建造物 38 件、美術工芸品 87 件が指定されています。建造物では、社寺建築が多く指定されています。美術工芸品は、絵画・彫刻・工芸品などに細分化されます。仏神像などの彫刻や優れた工芸技術を伝える工芸品が多く指定がされています。

指定民俗文化財のうち、「無形の民俗文化財」が 80 件指定されています。指定されているのは、祭礼等の風俗慣習、神楽・田植踊・風流（剣舞・鹿踊等）などの民俗芸能です。「有形の民俗文化財」は、48 件指定されています。中世の板碑や近世の道標などの石碑、近世の棟札が指定となっています

記念物は遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物に細分化され、60 件が指定されています。遺跡のうち、原始から近世までの重要なものが史跡指定されています。名勝地は 1 件、動物・植物・地質鉱物のうち、植物では樹木や植物の群生地が指定となっています。

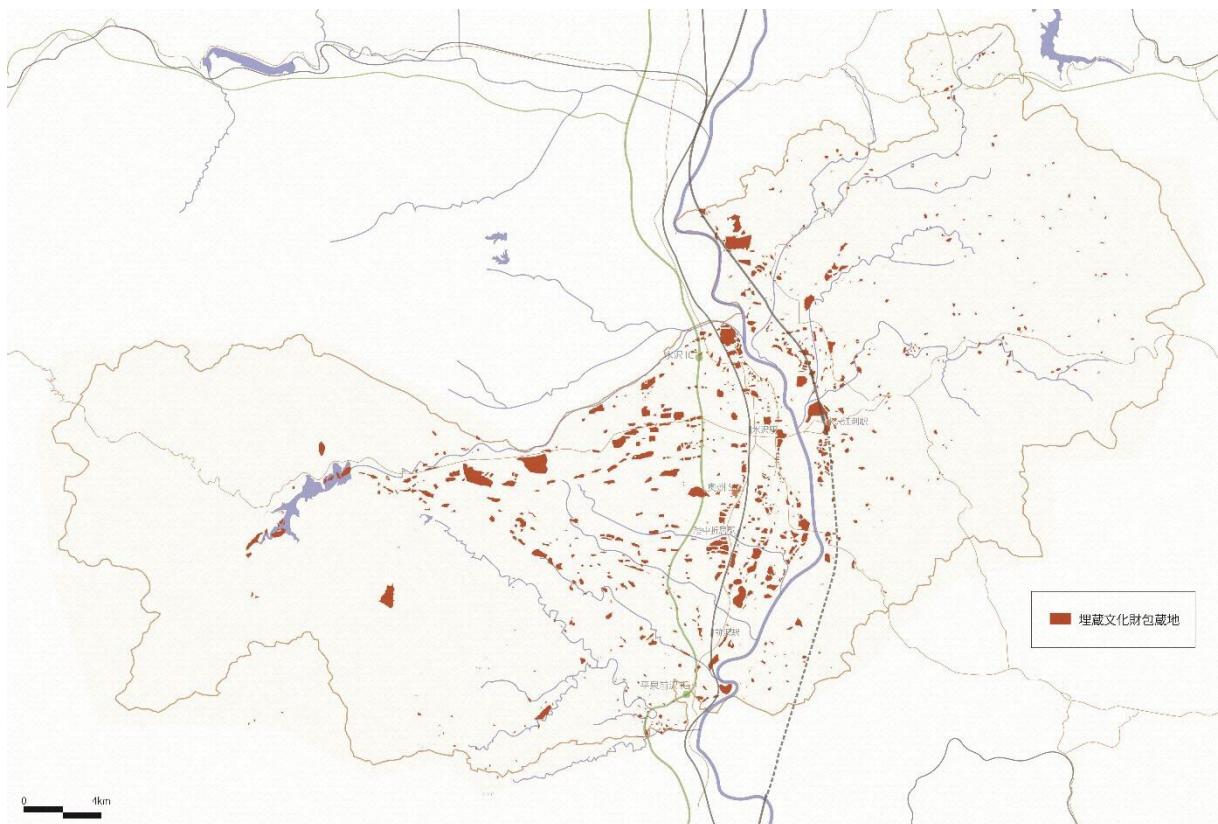
文化財の 6 類型のうち、無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群は市内での指定はありません。

(2) 登録文化財

市内の国登録文化財は 18 件で、すべて有形文化財の建造物となっています。水沢地域では、旧緯度観測所本館・齋藤子爵水沢図書庫・後藤伯記念公民館などの公的施設や旧安倍家住宅や旧高野家住宅付属古稀庵などの民家建築が登録となっています。江刺地域では、社寺建築の愛宕神社本殿と民家建築の千葉家住宅が登録されています。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地

市内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、1,121 箇所です。分布は胆沢扇状地や北上川沿いの平野部が多くなっていますが、北上高地山間部にも分布が見られます。年代は、旧石器時代から近世まで幅広く登録されています。



周知の埋蔵文化財包藏地の分布

(4) 記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財

個別の無形民俗文化財では、「川西の念仏剣舞」と「鴨沢神楽」が選定されています。また、「岩手の蘇民祭」の構成文化財に、黒石寺蘇民祭・伊手熊野神社蘇民祭・八幡宮加勢蘇民祭が含まれています。

2 未指定文化財

奥州市では、指定等文化財以外の未指定文化財について〇件把握されています（令和〇年〇月時点）。把握されているのは、旧自治体等が把握調査を行った未指定文化財のほか、奥州市合併後に把握・追跡調査を行った市所蔵の未指定文化財になります。

未指定文化財の件数一覧 ※集計中

分類		合計
有形文化財	建造物	406
	美術	271
	彫刻	398
	工芸品	41
	書跡・典籍	0
	古文書	0

分類		合計
	考古資料	0
	歴史資料	5
無形文化財		2
民俗文化財	有形の民俗文化財	5,248
	無形の民俗文化財	97
記念物	史跡	0
	名勝地	0
	天然記念物	0
文化的景観		0
伝統的建造物群		0
合計		6,466

3 関連する制度

(1) ユネスコ無形文化遺産

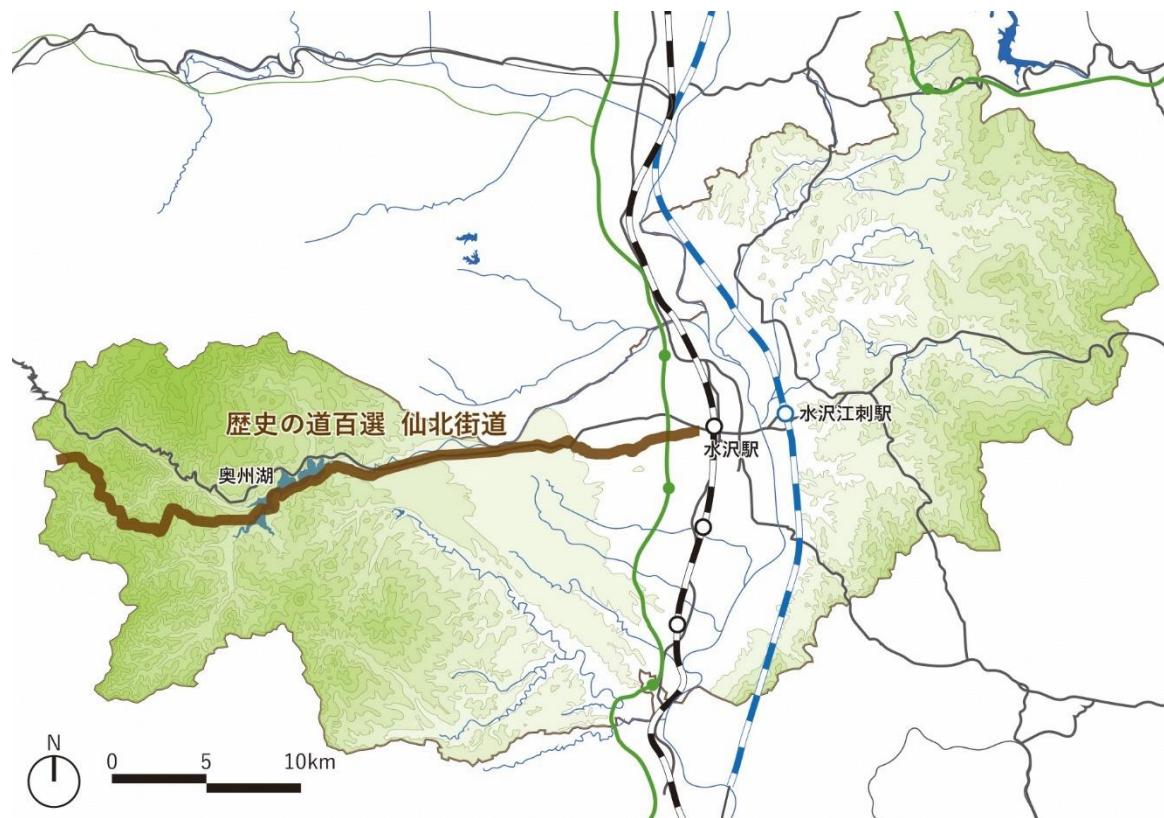
令和4年(2022)にユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載された「風流踊(Furyu-odori, ritual dances imbued with people's hopes and prayers)」は、様々な装束で着飾り、亡魂供養や五穀豊穣の祈りを込めて、囃子に合わせ踊る民俗芸能です。全国の41件の民俗芸能が構成資産となっており、奥州市では重要無形文化財「鬼剣舞」が該当します。「鬼剣舞」保持団体の「鬼剣舞連合保存会」4団体のうち、朴ノ木沢念佛剣舞保存会と川西大念佛剣舞保存会の2団体が市内で伝承活動を行っています。

(2) 世界文化遺産

市の南に隣接する平泉町に、世界文化遺産「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—(Hiraizumi-Temples, Gardens and Archaeological Sites Representing the Buddhist Pure Land)」の構成資産(中尊寺、毛越寺、無量光院跡、観自在王院跡、金鶏山)が所在しています。市内の白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡と、その周辺地域が緩衝地帯に設定され、法令に基づいて開発等に制限がかけられています。

(3) 歴史の道百選

文化庁は、歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼びかけるため、特に優れた「歴史の道」を「歴史の道百選」として選定しています。奥州市では、水沢市街地と横手市街地を結ぶ「仙北街道」が令和元年(2019)に選定されました。(選定箇所:下嵐江(岩手県奥州市)～手倉御番所跡(秋田県東成瀬村))



歴史の道百選「仙北街道」の位置

(4) ひらいずみ遺産

岩手県では、令和5年（2023）に世界文化遺産「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」の構成資産と、「平泉」をより深く理解するために欠かせない資産（柳之御所遺跡、達谷窟、骨寺村莊園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡）を「ひらいずみ遺産」と定め、一体的な保存管理や調査研究、活用・発信など価値を高める取り組みを進め、将来的な世界遺産の拡張登録に資する活動を行っています。市内には「ひらいずみ遺産」のうち白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡が所在しています。

(5) 日本農業遺産

日本農業遺産とは、日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣が認定を行う制度です。市内では、東稻山麓の西側地域（一関市舞川地区・平泉町長島地区・奥州市生母地区）が「東稻山麓地域」として令和5年（2023）に認定されています。

(6) 日本天文遺産

日本天文学会は、日本における天文学（暦学を含む）的視点で歴史的意義のある史跡・事物を日本天文遺産として認定しています。市内では、令和2年（2020）に臨時緯度観測所眼観天頂儀及び眼観天頂儀室・眼観天頂儀目標台・覆屋が、令和7年（2025）に臨時緯度観測所

本館が認定されています。

4 文化財類型ごとの概要

(1) 有形文化財

①建造物

有形文化財に指定されている建造物は、国指定 4 件、県指定 11 件、市指定 5 件、合計 38 件となっています。また、国登録有形文化財の建造物として、18 件が登録されています。

国指定の建造物は、近世社寺建築の正法寺本堂と日高神社本殿、仙台藩の民家建築を代表する旧後藤家住宅、文人趣味を伝える近代和風建築の旧高橋家住宅です。

県指定は、仙台藩の民家建築を伝える武家住宅（後藤新平旧宅）と旧後藤正治郎家住宅、瑞山神社（祖靈舎）や葉山神社本殿などの社寺建造物があります。また、近代初期に西洋の技術が導入された建築である旧岩谷堂共立病院なども指定されています。

市指定は、鎮守府八幡宮などの社寺建造物と旧内田家住宅及び門などの民家建造物があります。

国登録には、旧高野家住宅や旧安倍家住宅などの近世・近代の民家建築や斎藤子爵水沢文庫や後藤伯記念公民館、旧臨時緯度観測所本館などの近代の公共施設、社寺建築の愛宕神社本殿があります。

未指定文化財では、近世の社寺・民家建築の建造物のほか、近代和風住宅が把握されています。

②美術工芸品

【絵画】

指定の絵画作品は合計 5 件で、県指定が 3 件、市指定が 2 件です。

県指定は、正法寺所蔵の絹本着色開山良韶画像・絹本着色十六羅漢像と、江刺伊手地域に伝わる聖観音菩薩画像で、ともに仏教に関する作品です。

市指定は、水沢伊達家当主自筆作品の絹本竹之図墨絵と絹本鷹之図墨絵です。

未指定文化財として、寺社等で所蔵されている宗教に関する作品や佐藤耕雲や及川豪鳳など近代の郷土絵師の手による障壁画などの作品、佐々木精次郎のパステル画作品などが把握されています。

【彫刻】

指定の彫刻作品は合計 34 件で、国指定 4 件、県指定 11 件、市指定 19 件です。

国指定としては、黒石寺所蔵の国内最古の紀年銘を持つ木造薬師如来坐像や浅井智福愛宕神社所蔵の木造兜跋毘沙門天立像などの、平安期の優れた仏教美術作品があります。

県指定は、衣川所在の平泉期の作品である木造阿弥陀如来坐像や、正法寺などの曹洞宗の寺院に伝わる仏像、胆沢地域の阿弥陀信仰を伝える木造阿弥陀如来立像などです。

市指定は、仏教に関する作品として、三沢初子持仏の木造釈迦如来坐像や地蔵信仰を伝える木造地蔵菩薩坐像などのほか、多様な信仰の様相を伝える彫刻作品として、地域の祭礼で使用された獅子頭や山神信仰を伝える木造山神立像なども指定されています。また、優れた彫刻作品として金命丸本舗看板があります。

未指定文化財では、中世から現代までの信仰に関わる作品が把握されています。

【工芸品】

金属・木材・石材などの、様々な素材の工芸技術を伝える作品があり、県指定8件、市指定13件、合計21件が指定されています。

県指定には、金属を加工した道具が指定されています。時衆の踊念仏で使用される鉦鼓や優れた技術を示す刀剣などが指定となっています。

市指定は、神社の社殿に吊るされていた銅鰐口や水沢要害で時刻を知らせていた長胴太鼓(時太鼓)など施設に設置されていた作品や、田茂山鋳物師の技術を伝える龍文真形鉄湯釜、金属製の懸仏や木製供具といった宗教に関する作品があります。

未指定文化財としては、地域に伝わる刀剣や懸仏、石造仏などの作品が把握されています。

【書跡・典籍】

指定されているのは、県指定の正法寺所蔵の紙本墨書正法眼蔵附正法眼蔵雜文の1件です。

未指定文化財では、書跡として近世・近代の文化人や近代の政治家の書道作品、典籍としては正法寺に所蔵されている曹洞宗関係の典籍群や、水沢要害の郷学立生館の書籍群が把握されています。

【古文書】

指定の古文書は合計7件で、国指定1件、市指定6件です。

国指定は、中世から近世初期の文書から構成される水沢伊達家(留守家)伝来の留守家文書です。

市指定としては、上胆沢大肝入を務めた千田家に伝わった若柳の中屋敷千田家文書や胆沢郡若柳村肝入を務めた阿部家に伝わった若柳の惣之町阿部家文書などの文書群のほか、一点のみの指定として、近世前期の仙台藩在郷屋敷の姿を伝える江刺郡片岡村伊達左兵衛在郷屋敷絵図などがあります。

未指定文化財としては、水沢伊達家文書や梁川伊達家文書などの仙台藩武家文書群や、各村肝入の家に伝わった真城鈴木家文書や下柳千葉家文書などの文書群、正法寺文書などの寺社に伝わる文書群などが把握されています。

【考古資料】

考古資料として、県指定2件、市指定5件、合計7件が指定となっています。

県指定には、弥生時代中期に稻作が伝わっていたことを示す清水下遺跡出土の石包丁と角塚古墳出土埴輪が指定となっています。

市指定としては、ヤマト王権に関する暗文のある壺型土器や平泉藤原氏による経塚造立に関する白磁四耳壺などがあります。

未指定文化財は、埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料のほか、個人が収集した考古資料のコレクションが把握されています。

【歴史資料】

指定の歴史資料は合計 12 件で、国指定 1 件、市指定 11 件です。

国指定には、幕末の蘭学者高野長英に関する資料である高野長英関係資料があります。

市指定としては、高野長英獄中角筆詩文などの高野長英に関する資料のほか、岩谷堂要害の郷学比賢館で使用された比賢館の版木や仙台藩上胆沢全体の絵図である上伊澤元禄絵図、寺社に奉納された算額があります。

未指定文化財では、後藤新平文書や斎藤實・春子関係文書、椎名家資料などの先人資料や学校資料、政治家などの肉声が録音された歴史的音源、歴史的公文書などの資料群が把握されています。

(2) 無形文化財

現在、無形文化財として指定されている文化財はありませんが、羽田地区の南部鉄器（田茂山鋳物）の制作技術と北股地区の増沢で制作されていた増沢塗の制作技術を把握しています。

(3) 民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財には、国指定 1 件、県指定 4 件、市指定 43 件、合計 48 件の文化財が指定されています。

国指定としては、十三仏信仰を伝える黒石の十三塚があります。

県指定は、巡礼納札やまいりの仏、姉体庚申塔があり、地域の信仰の姿を伝えています。

市指定は、中世の板碑や近世の信仰碑・道標などの石碑、神社に奉納された絵馬などの地域における信仰に関する文化財のほか、堂社の建築時に作成された棟札などがあります。また、民俗芸能に関する文化財として、神楽で使用された仮面や剣舞に関する仮面なども指定されています。

未指定文化財としては、石碑や棟札、まいりの仏のほか、各地区で使用されていた民具などを把握しています。

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として、国指定 1 件、県指定 6 件、市指定 73 件、合計 80 件が指定され、記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財に 3 件が選択されています。

国指定として、民俗芸能「鬼剣舞」が重要無形民俗文化財に指定されています。保持団体の鬼剣舞連合保存会は剣舞を伝承する 4 団体で構成され、奥州市では朴ノ木沢念佛剣舞保存会と川西大念佛剣舞保存会が該当します。

県指定は、風俗慣習として日高火防祭、民俗芸能として、神楽の鴨沢神楽、風流芸能の鹿踊、人形芝居である広瀬人形芝居常樂座があります。

市指定は、風俗慣習の六日入白山神社献膳の儀や伊手熊野神社の蘇民祭などの祭礼、神楽や田植踊、風流芸能（剣舞・鹿踊・薩摩奴踊）など地域に伝わる民俗芸能が幅広く指定されています。

選択となっているのは、「岩手の蘇民祭」・「鴨沢神楽」・「川西の念佛剣舞」です。鴨沢神楽は県指定、川西の念佛剣舞は川西大念佛剣舞として「鬼剣舞」の保持団体の一つになっています。「岩手の蘇民祭」には、市指定の伊手熊野神社の蘇民祭のほか、黒石寺蘇民祭、八幡宮加勢蘇民祭が構成文化財に含まれています。

未指定文化財としては、風俗慣習に属する神社祭礼などの行事や、神楽や鹿踊、剣舞などの民俗芸能を把握しています。

（4）記念物

①遺跡

遺跡のうち、史跡として文化財指定されているのは、国指定 5 件、県指定 1 件、市指定 9 件、合計 15 件となります。

国指定には、縄文時代の大清水上遺跡、古墳時代の角塚古墳、平安時代の胆沢城跡などの時代を代表する遺跡のほか、平泉関連史跡である「柳之御所・平泉遺跡群」に白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡が含まれています。

県指定は、平安時代の瓦が出土した明後沢古瓦出土地です。

市指定は、豊田城跡碑や上姉体館跡といった地域の拠点となった遺跡や、真城中上野の旧奥州街道一里塚などの近世の街道に関する遺跡、生業に關係する瀬谷子窯跡・水沢鑄物発祥の地などです。

このほか、遺構・遺物が埋蔵されている場所が周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されており、市内では 1,121 件あります。

②名勝地

宮沢賢治の作品に登場する理想の大地「イーハトーブ」の風景を伝える場所として、花巻市・雫石町・滝沢市・奥州市・住田町にまたがってイーハトーブの風景地が国指定の名勝に

指定されています。奥州市では、江刺地域東部の種山ヶ原が構成場所に含まれています。このほかには、把握している名勝地はありません。

③動物・植物・地質鉱物

【動物】

動物は、国の特別天然記念物に地域を定めず指定されているニホンカモシカが市内の山間部に生息しています。また、同じく地域を定めず指定されている国の天然記念物のイヌワシ・ヤマネ・クマゲラが生息しています。

未指定文化財としては、牛の博物館などの施設に収蔵・展示されている動物標本・剥製を把握しています。

【植物】

県指定3件、市指定39件、合計42件が指定されています。

県指定には、駒形神社及び水沢公園のヒガン系桜群と胆沢川流域のユキツバキ群落、若柳のヒメカユウ群落となっており、植物の群落が指定となっています。

市指定は、地域の農耕と関わる種まき桜や神社の神木など、地域のシンボルとなる樹木が指定されているほか、群落として峠のトウゲダケ群落が指定となっています。

未指定文化財として、植物標本のコレクションを把握しています。また、衣川地域と江刺地域において植生調査が、環境省で巨樹・巨木の調査が行われています。

【地質鉱物】

地質鉱物は、県指定として藤里の珪化木、市指定として袖山の輝石安山岩柱状節理が指定されています。

未指定文化財は、市内で収集された化石や鉱物標本を把握しています。

第3章 奥州市の歴史文化の特性

1 奥州市の歴史文化の特性

文化財保存活用地域計画における歴史文化とは、「地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する環境を総体として把握する概念」と定義されています。そして、その特性はその地域の地域性を表しています。ここでは、第1章と第2章を踏まえ、奥州市の歴史文化の特性をまとめます。

①境界地帯

市内には、様々な境界が存在していました。古代には蝦夷社会と国家、古代末期には奥六郡の安倍氏と陸奥国府、平泉藤原氏成立後には衣川地域が都市平泉の北端となります。中世には広大な葛西五郡二保の北端、近世には仙台藩と盛岡藩の藩境、近代には岩手県域における旧仙台藩領の北端となります。市の東西も、北上高地・奥羽山脈によって境界となっており、人工的な境界と自然地形による境界が交じり合うという特徴があります。境界地帯では人の往来が盛んで、多様な人々から様々な文化がもたらされ、古代・中世の仏教文化や鹿踊・神楽・剣舞などの民俗芸能が花開く素地となりました。

②県下随一の農業地帯

市東西の山間部には、豊かな自然環境が残っています。冬には山間部に豊富な積雪があり、そこから春に豊富な雪解け水を獲得することができ、これが農業の基盤となっています。近世にこの地を治めた仙台藩は、水沢伊達家や岩谷堂堂伊達家をはじめとした藩士に命じ、胆沢扇状地や北上川流域、山間部の河川流域で新田開発を進め、藩内でも有数の農業地帯を作りました。生産された米は、北上川舟運を通じて太平洋海運に接続し江戸まで流通していました。そして、近世に形成された農業地帯の基盤は現代まで引き継がれ、豊かな自然環境とともに歩む、県下随一の農業地帯となっています。

③近世から続く都市

近世、仙台藩の要害制に位置付けられる水沢要害・岩谷堂要害・人首要害・前沢所・野手崎所が設置されます。要害・所には、仙台藩士や商工業を営む町人などが集住して町場となり、北上盆地を南北に横断する奥州街道や奥羽山脈を越えて出羽国に通じる仙北街道、北上高地を通じて太平洋に接続する盛街道、あるいは北上川舟運などを通じて、藩内外から様々な文化が流入しました。近代以降にも要害・所の町場だった場所に人口が集中し、近代和風建築の建造物も多くみられるようになります。近世から人口が集中している場所は、現在も様々な人が行き来する都市として機能しています。

④多様な信仰

市内には、様々な祈りが込められた文化財が数多く残されています。市内各地の寺社仏閣に祀られている仏神像、あるいは堂社の建築に関わる棟札、神社の神木などの文化財は、神仏への信仰を伝えています。農村部や山間部に伝わる神楽や鹿踊、田植踊、剣舞などの民俗芸能は、五穀豊穣や先祖供養といった自然や先祖、あるいは神仏への祈りを込めて踊られてきました。また、火防祭や蘇民祭などの祭礼には、神仏の加護によって疫病や災害を防ぐという祈りが込められています。これらの祈りは境界を越えて共有されるものであり、市内外の様々な文化から影響を受け、現在の形となっています。

⑤先人の活躍

市内からは、近世末期以降に数多くの人材が輩出されています。江戸後期の蘭学者・医師の高野長英、内務大臣や台湾総督府民政長官などの政府要職を歴任した後藤新平、内閣総理大臣などを歴任した斎藤實など、日本史上で重要な業績を上げた政治家・研究者・文化人が近代以降に数多く生まれています。先人たちは、市内に歴史を伝える数多くの歴史資料を残したほか、先人の名前を冠した建造物が残るなど、市の歴史と先人の活躍は不可分の関係にあります。近現代は、先人の活躍とともに歩んできたと言えます。

2 奥州市のまちづくりと歴史文化の関係

奥州市におけるまちづくりの普遍的な指針として「奥州市民憲章」が制定されています。その冒頭で、「わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。」と記述されています。

ここでは、市民憲章の精神に則り、奥州市民の誇り（アイデンティティ）となる「歴史・伝統・自然」について、奥州市の歴史文化の特性からキーワードを示します。

奥州市民憲章

わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。

- 一 ふるさとを愛し いきいきと働くことができるまちをつくります
- 一 すすんで学び 文化のかおり高いまちをつくります
- 一 みんなが手をつなぎ 健康で明るいまちをつくります

平成19年2月20日制定

3 奥州市の歴史・伝統・自然のキーワード

(1) 歴史

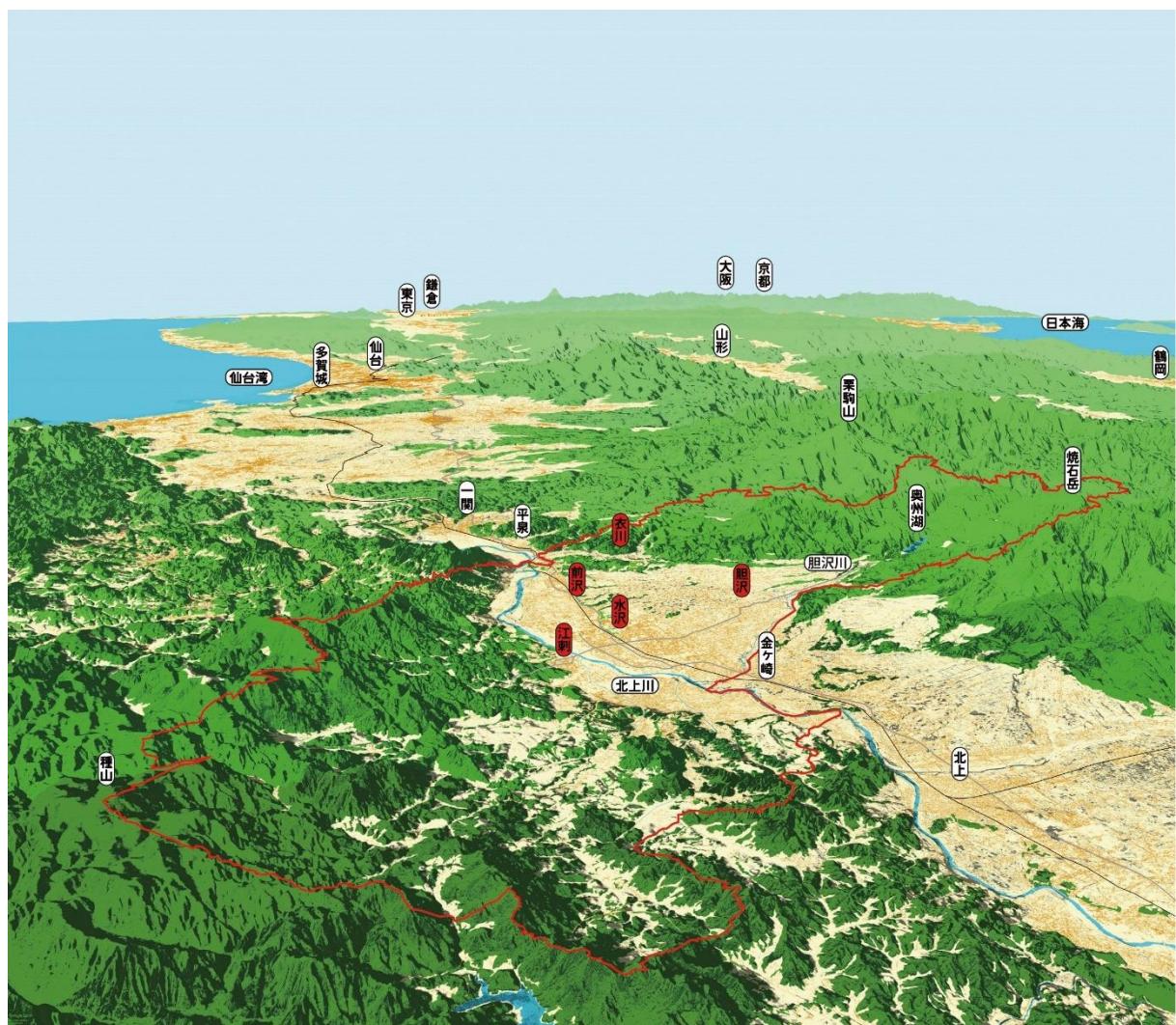
境界地帯で生まれた歴史

(2) 伝統

交流の中で育まれた伝統

(3) 自然

暮らしとともにある自然



奥州市の歴史文化の特性のイメージ

第4章 文化財の保存・活用に関する目標

1 目指すべき将来像

「奥州市民憲章」で示されている、奥州市の「歴史・伝統・自然」は市民の誇りとなるものです。これらをまちづくりや奥州市民としてのアイデンティティとして保存・活用するため、「産学官民が一体となって奥州市の文化財を未来に遺し、伝える」ことを目指すべき将来像とします。

将来像のスローガン

産学官民が一体となって奥州市の歴史文化を未来に遺し、伝える

2 保存・活用の方向性

現在、奥州市教育委員会事務局歴史遺産課（以下、「歴史遺産課」という。）を中心に、文化財の保存・活用に関する取り組みを進めています。今後、文化財の保存・活用を確実に進めるためには、産官学民が一体となって事業を推進することに加え、文化財を通じた市内外の人々の交流の拠点となる文化財施設の整備が必要です。この目的を達成するため、4つの方向性を定め、事業を推進します。

方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

文化財は、奥州市の特色を示すものです。しかし、把握調査の実施状況が地域・分野によって異なっており、特色が明らかでない文化財があります。また、詳細調査によって更なる活用が見込まれる文化財も残されています。これらを適切に保存・活用するため、産学官民が連携して文化財の調査・研究を進めます。

方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

文化財は、奥州市のアイデンティティを表すものです。しかし、人口減少が今後更に深刻化することが予測され、その影響は文化財の保存にも及ぶことが懸念されます。この影響を最小限に留め、奥州市のアイデンティティを確実に未来に伝えるため、文化財所有者や文化財の伝承を支える地域との連携を密にし、保存体制の構築を進めます。

方向性3 多主体が参加する文化財の活用

文化財は奥州市民のアイデンティティであると同時に、まちづくりや観光の資源でもあります。また、個人所有の文化財や無形民俗文化財の伝承に、市民の支援は欠かすことができ

ません。そのため、市民による文化財の活用を図る取り組みへの支援を行います。また、市民に向けて産学官で行った調査成果の教育普及活動を進め、文化財愛護の意識醸成を図ります。

方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

文化財に関する情報を市内外に発信することにより、交流人口の拡大や観光への文化財の活用などの効果が期待されます。文化財の情報資源化を進めるため、産学官民が連携して文化財のデジタルアーカイブ化を推進します。また、市内外の人々が文化財を通じてネットワークを築くため、拠点となる文化財施設を整備します。

第5章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往の調査の概要

市内では、別添資料に示した文化財調査が行われてきました。調査の実施主体は、国・県・市（旧市町村）のほか、大学等研究機関などとなっています。調査は、特定類型の把握調査のほか、埋蔵文化財の発掘調査などの詳細調査も行われています。

2 文化財パトロール

歴史遺産課では、市指定の有形文化財・有形民俗文化財・記念物と国・県・市指定の無形民俗文化財の現況調査を隔年で実施しています。調査は、市が委嘱する文化財保護調査員が行い、歴史遺産課で結果を取りまとめています。また、国・県の指定文化財・登録有形文化財については、県が委嘱する文化財保護指導員が毎年現況調査を行っています。

3 既往の調査における課題

市内では、指定文化財・登録有形文化財の現況調査が定期的に行われており、文化財保護上の課題が把握されています。一方で、未指定文化財を対象とする網羅的な把握調査は、地域・地区によって実施状況が異なっています。また、記念物の名勝地、文化的景観、伝統的建造物群については、調査が行われていません。

把握調査の実施状況 ※集計中

分類		水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○
	絵画	△	×	×	×	×
	彫刻	△	○	△	○	△
	工芸品	×	△	×	△	△
	書跡・典籍	△	△	△	△	△
	古文書	△	○	△	△	△
	考古資料	△	△	△	△	△
	歴史資料	△	△	△	△	△
無形文化財		△	×	×	△	×

分類		水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	×	○	○
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△
記念物	遺跡	○	○	○	○	○
	名勝地	×	×	×	×	×
	動物・植物・地質鉱物	△	△	×	△	△
文化的景観		×	×	×	×	×
伝統的建造物群		×	×	×	×	×

○：調査済み、△：調査不足、×：調査未実施

【水沢地域】

建造物、遺跡については把握調査が実施されています。工芸品を除く美術工芸品、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。工芸品、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は把握調査が行われていません。

【江刺地域】

建造物、彫刻、古文書、遺跡については把握調査が実施されています。工芸品、書跡・典籍、考古資料、歴史資料、有形・無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画、無形文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は把握調査が行われていません。

【前沢地域】

建造物、遺跡については把握調査が実施されています。彫刻、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、無形の民俗文化財は調査不足です。そのほかの類型の文化財は把握調査が行われていません。

【胆沢地域】

建造物、彫刻、有形の民俗文化財、遺跡については把握調査が実施されています。工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、無形文化財、無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は把握調査が行われていません。

【衣川地域】

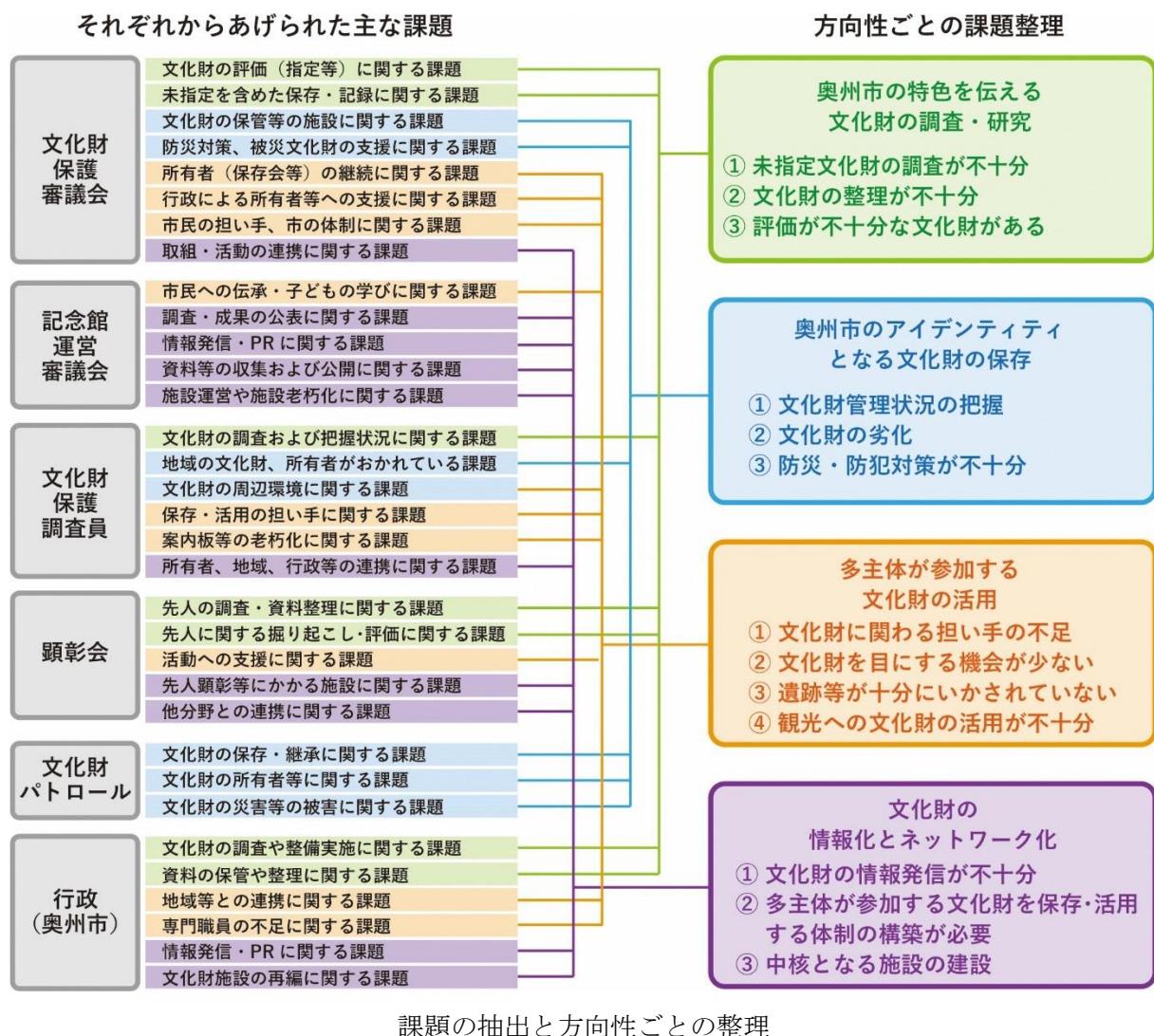
建造物、有形の民俗文化財、遺跡については把握調査が実施されています。絵画を除く美術工芸品、無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画、無形文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は把握調査が行われていません。

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1 課題と方針の考え方

第4章で整理した方向性に沿って、課題と方針を整理します。

課題は、これまでの文化財保護審議会や記念館運営審議会等で専門家や協議会委員から挙げられた事項、本計画作成にあたり開催した顕彰会との意見交換の内容、文化財パトロール等で把握した課題等から抽出しました。



2 課題と方針

以下には、これまでに把握されていた課題をまとめ、それに対する方針を記述します。なお、各々の方針には第7章に対応措置を示します。

方向性 1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

課題と方針

課題① 未指定文化財の調査が不十分

市内に残る未指定文化財について、把握調査が行われていない地域や文化財類型があり、把握調査が必要です。また、既に把握している文化財についても、詳細調査が実施されておらず、価値が明らかでない文化財も多くあります。

方針① 未指定文化財調査の実施

未指定文化財の把握調査を進めます。歴史的建造物や埋蔵文化財、活動が難しくなった無形民俗文化財については、記録調査を実施します。また、必要に応じて詳細調査を行います。調査にあたっては、専門家や市民から協力を得ながら進めます。

課題② 文化財の整理が不十分

市では、これまで多くの歴史資料等を収集してきましたが、整理が不十分なものがあります。また、文化財は施設ごとに管理されていますが、統一的な管理ができていません。

方針② 収蔵資料の整理

市で所蔵する歴史資料・考古資料等について、必要に応じて研究機関等と協働し、整理作業を実施します。また、市内の各施設に保管されている文化財の把握調査を実施します。

課題③ 評価が不十分な文化財がある

普遍的な価値を有する文化財については、文化財指定・登録等を行い、保存を図る必要があります。市内には、価値が明らかでなく、指定等の措置が取られていない文化財が数多く所在しています。

方針③ 文化財指定等の推進

詳細調査の結果をもとに、文化財の指定等を検討します。指定文化財等の候補については、文化財保護調査員等からの情報を集約し、文化財保護審議会から助言を得つつ、計画的に調査を実施します。

方向性 2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

課題と方針

課題① 文化財管理状況の把握

指定文化財の管理について、定期的な状態把握が必要です。また、建物の建替え等により、個人が所有する未指定文化財が滅失する事例が増加しています。

方針① 文化財保存体制の強化

所有者による保管が困難となった文化財については、行政で相談を受け付けます。また、文化財の保存状況等を定期的に確認し、劣化等の進行を防ぎます。

課題② 文化財の劣化

老朽化等により劣化が進んでいる文化財、保存環境が整っていない文化財などが所在しています。また、劣化が進行している文化財に対して、修繕等の処置が不十分なものがあります。

方針② 文化財の修繕等実施

指定文化財については、所有者が行う修繕等の文化財保護事業を支援します。市所有の歴史的建造物については、劣化状況に応じて計画的に修繕・修理を進めています。

課題③ 防災・防犯対策が不十分

災害に備えるため、所有者等が災害に対するリスクを十分に把握するとともに、防災に対する備えを行うことが必要です。また、災害や犯罪が発生し、被害が生じた場合の連絡体制、および、被災した文化財を救済する体制の整備が必要です。

方針③ 防災・防犯体制の充実

個別の文化財について被災リスクを把握し、災害に備えます。また、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（文化庁）」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂、文化庁）「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年（2019）9月、文化庁）等をもとに、所有者に対して災害対策等を周知します。また、災害発生時に文化財レスキューを行う体制を構築します。

方向性3 多主体が参加する文化財の活用

課題と方針

課題① 文化財に関わる担い手の不足

文化財に対する認識が変化し、文化財を後世に伝える担い手が減少しています。特に、無形民俗文化財の後継者不足が顕在化しており、対策が必要です。

方針① 文化財保存の担い手育成

学校教育や生涯学習、市民活動などと連携して、文化財への理解を深める機会を設け、担い手を育成します。

課題② 文化財を目にする機会が少ない

市民の暮らしのなかで、文化財を目にする機会が減少しています。奥州市の歴史文化を伝

える文化財が持つ魅力を、十分に感じることができていません。

方針② 文化財の公開促進

市民が文化財を身近なものとして認識できるよう、所有者等と連携し、文化財の公開を進めます。文化財施設では、展示を通じて文化財を知る機会を設けます。

課題③ 遺跡等が十分に活かされていない

市では多くの遺跡を管理していますが、適切な環境を維持することが必要です。また、市民や観光客に対して、文化財が持つ価値を十分に伝えるために、史跡整備が求められます。

方針③ 史跡等の環境維持と整備

史跡等の環境維持を維持します。また、保存活用計画に則り、史跡の整備を進めます。

課題④ 観光への文化財の活用が不十分

市内には多様な文化財がありますが、観光資源として十分に活かすことができていません。また、多くの文化財は近隣市町村と深い関係にあるため、連携して取り組みを進めていく必要があります。

方針④ 観光分野での文化財活用の促進

観光分野での文化財に関するニーズを把握し、文化財の活用につなげていきます。

方向性 4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

課題① 文化財の情報発信が不十分

市内では研究機関や歴史遺産課などが様々な文化財調査を進めていますが、その成果の市内外への情報発信が不足しています。文化財を活用するためには、デジタル技術も含めた効果的な情報発信が必要です。

方針① 調査成果の情報発信強化

市で行った調査の成果を市民に伝える機会を充実させます。また、文化財のデジタルアーカイブ化を進め、情報発信の基盤を強化します。

課題② 多主体が参加する文化財の保存・活用体制の構築が必要

文化財の保存・活用に関するニーズが多様化しており、それに対応する体制の構築が必要となっています。文化財の保存・活用の体制を維持するためには、多様な主体が広域で連携したネットワークが必要です。

方針② 多主体広域連携による体制の強化

市内団体同士の連携体制を充実させつつ、市外の研究機関などとも協力関係を築きながらネットワークを構築し、文化財の保存・活用に関する体制を強化していきます。

課題③ 中核となる施設の建設

これまで、文化財施設の老朽化による文化財の保存環境の悪化が懸念されています。これに加え、文化財の保存・活用に関する多様なニーズに対応できる機能を持った文化財施設の必要性が高まっています。

方針③ 文化財施設の整備

奥州市の文化財を確実に後世に伝える保存環境を整え、かつ、多主体ネットワークの中核を担う施設を整備します。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 措置の考え方

第6章の方針を踏まえ、本計画の計画期間に実施する措置を下記のとおり設定します。

措置にあたっては、事業名・事業概要・事業主体・想定される財源・実施期間を明示します。各項目では、次のとおり用語を定義します。

(1) 事業名・事業概要

事業の名称及び具体的な事業の内容

(2) 事業主体

行政…国・県・市・近隣自治体等の行政機関（博物館施設含む）及び附属機関

関係機関…教育機関・博物館等の指定管理者・文化財に関する事業団体等

研究機関…大学等の研究機関

地域…文化財に関する民間団体、地域団体、市民団体、住民

所有者…文化財の所有者（管理者）及び無形民俗文化財保持団体

それぞれの主体が協働により事業を実施するものとし、表では、◎：主体的に取り組む、○協働して取り組む、と表示します。

(3) 実施期間

本計画の計画期間である令和9年度（2027）から令和18年度（2036）までの10年間のうち、前期（1～5年目、令和9年度～令和13年度）、後期（6～10年目、令和14年度～令和18年度）とし、主として実施する期間をいずれかの期間もしくは期間をまたがる形で進めていきます。

(4) 財源

各事業は、市費、県費、国費（文化財関係補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金ほか）、その他民間資金等を活用しながら進めています。

2 措置

方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 未指定文化財調査の実施									
1	未指定文化財の把握調査	把握調査の行われていない未指定文化財について、必要に応じて調査を実施する。	◎	○		○			
2	文化的景観の把握調査	胆沢平野の散居集落等の文化的景観について、把握調査を実施する。	◎	◎	○				

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
3	美術工芸品の調査（把握・詳細）	調査未実施の美術工芸品（彫刻）について、把握・詳細調査を実施する。	◎						
4	先人資料の調査（把握・詳細）	地域出身の先人に関する資料の滅失を防ぐため、把握・詳細調査を進める。	◎	○		○			
5	前平泉期遺跡の分布調査	平泉に先行する時期の遺跡について、分布調査を実施する。	◎	○					
6	無形民俗文化財の記録調査	活動不能となった指定無形民俗文化財の記録（動画・伝書・装束等）について、記録保存を進める。	◎			○			
7	埋蔵文化財の発掘調査	遺跡保護に伴う試掘調査や、記録保存のための発掘調査を実施する。	◎	○			○		
8	歴史的建造物の詳細調査	図面による記録が行われていない歴史的建造物について、詳細調査を行う。	◎						
9	未指定無形民俗文化財の詳細調査	未指定無形民俗文化財の詳細調査を実施する。	◎				○		
10	接待館遺跡の詳細調査	国史跡接待館遺跡の整備に向け、詳細調査を進める。	◎						
方針② 収蔵資料の整理									
11	収蔵文化財等の整理・調査	市所蔵文化財（歴史資料等）について、産学官連携事業を中心として、関係する研究機関等と協働で整理・調査を実施する。	◎	◎		○			
12	市内各施設管理資料の現況調査	市内の文化財関係施設以外に保管されている文化財の現況調査を行う。	◎			○			
13	考古資料管理台帳の整備	市内各施設に保存されている出土品の台帳を整備する。	◎						
方針③ 文化財指定等の推進									
14	市指定文化財指定基準の明文化	文化財指定の基準を明文化する。	◎						
15	未指定文化財の指定等検討	市内の未指定文化財の詳細調査を進め、指定等に関して文化財保護審議会から意見を聞く。	◎	○					
16	県指定文化財候補案件の情報提供	県指定候補案件の文化財について、県に情報提供を行う。	◎						
17	市指定文化財候補案件の情報集約	文化財保護調査員等を通じて市指定文化財候補案件の情報を集約する。	◎	○					

方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 文化財保存体制の強化									
18	文化財の保存に関する窓口の周知	家屋建て替え等による文化財の廃棄を防ぐため、相談窓口の周知を行う。	◎						
19	文化財保護調査員の任用	地区における文化財の相談・調査を担う文化財保護調査員を任用する。	◎			○			

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
20	文化財パトロールの実施	文化財保護調査員による文化財パトロールを実施し、文化財の保存状況を確認する。	◎	◎			○		
21	指定無形民俗文化財の後継者育成支援	指定無形未指定文化財の後継者育成について、用具更新や練習会場の周知等を通じて支援します。	◎				◎		
22	文化財関係職員の知識・技術向上	文化財関係職員の知識・技術向上のため、研修を実施するほか、市外で開催される研修への派遣を計画的に行う。	◎	◎					
方針② 文化財の修繕等実施									
23	旧高橋家住宅修理事業	劣化が著しい国重要文化財旧高橋家住宅について、修理事業を行う	◎	○		○			
24	旧安倍家住宅修理事業	国登録有形文化財旧安倍家住宅の主屋及び土蔵の修理を行う。	◎						
25	正法寺本堂等修理事業	正法寺本堂の茅葺屋根の修理等を行う。	○	○			◎		
26	後藤伯記念公民館の修理	後藤伯記念公民館の修理を行う。	◎	○					
27	歴史的建造物の計画的修繕	歴史的建造物の劣化を防ぐため、計画的に修繕を実施する。	◎				◎		
28	指定等文化財保護事業への支援	奥州市文化財保護条例に基づき、経年劣化の進行や装束の更新等が必要な指定文化財に対する保護事業を実施する。また、適宜民間財団等の補助金を紹介する。	○				◎		
29	黒石の十三塚の修理及び環境整備	重要有形民俗文化財黒石の十三塚について修理を検討し、修理までは除草等の環境整備を行う。	◎				○		
方針③ 防災・防犯体制の充実									
30	文化財被災リスクの把握	文化財所在地と災害警戒区域を重ね合わせ、文化財の被災リスクを事前に把握する。	◎				○		
31	文化財防火デー関連事業の実施	消防署・消防団と連携して、文化財防火デーの消防訓練と防火パトロールを実施する。	◎	◎		○	◎		
32	文化財レスキューに関する体制の整備	市内での災害発生時に、文化財レスキューを行えるよう、関係機関を交えた体制を構築する。	◎	○					

方向性3 多主体が参加する文化財の活用

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 文化財保存の担い手育成									
33	学校教育との連携	ふるさと学習・出前講座などで小中高生が文化財に触れる機会を設け、小中学生の地域の文化財への理解を深める。	◎	◎		○	○		

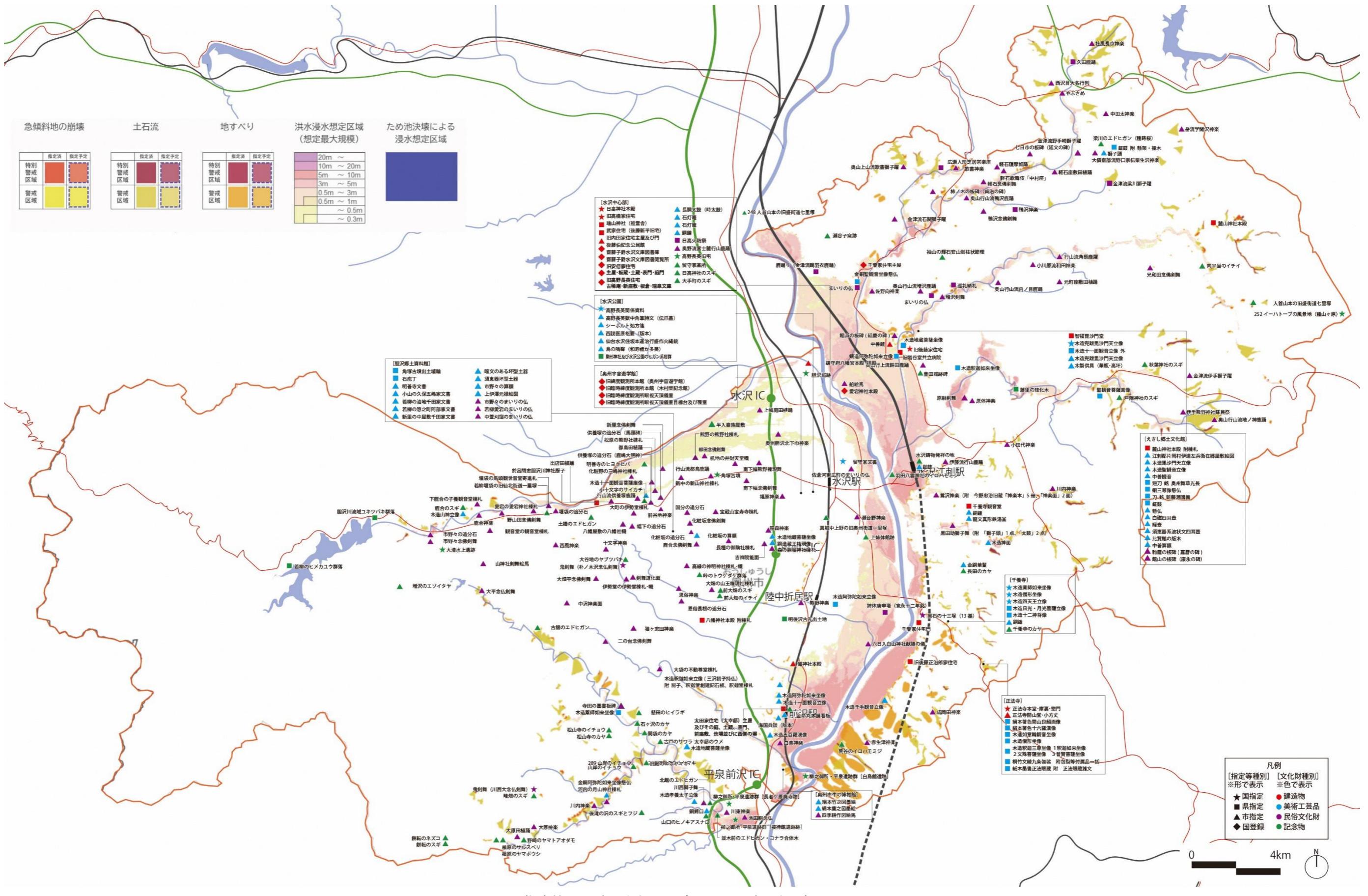
番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
34	学校向けの文化財施設情報等の充実	市内小中学校向けの文化財施設・文化財情報等の充実を図る。	◎						
35	冬の3館ウォークの開催	冬期間に、記念館施設で小中学生対象の「冬の3館ウォーク」を実施する。	◎	○					
36	先人顕彰に関する市民活動の支援	市民が実施する先人顕彰事業を支援する。	○	◎		○			
37	古文書解読事業の実施	市内の古文書関係団体と協働で市所蔵古文書の解読を進め、解読集を発刊する。	◎			◎			
38	おうしゅう伝統文化体験教室等の開催	民俗芸能衣装の着付け体験などを通じて、小中学生への民俗芸能の関心を高める。	○	◎			◎		
方針② 文化財の公開促進									
39	文化財施設の運営	市内の博物館・記念館・郷土資料館等で文化財を展示や教育普及活動を行い、市民の文化財への理解を深める。	◎	◎					
40	市所有歴史的建造物の公開	市が所有する旧後藤家住宅や旧岩谷堂共立病院、旧後藤正治郎家住宅などの歴史櫛建造物を公開する。	◎						
41	旧臨時緯度観測所関係施設の公開	国登録文化財旧臨時緯度観測所関係の建造物を公開する。	◎	◎					
42	国指定文化財等の公開促進	木造薬師如来坐像や木造兜跋毘沙門天立像など、寺社仏閣などで管理されている文化財について、公開を実施する。	○	○		○	○		
43	奥州市郷土芸能祭の実施	市内無形民俗文化財等の発表機会を確保するため、奥州市郷土芸能祭を実施する。	◎				◎		
44	無形民俗文化財演舞動画のインターネット公開	動画閲覧サイトに、無形民俗文化財保持団体の芸能演舞の動画を掲載する。	◎				○		
45	歴史公園の公開	館山公園等の歴史公園を公開する。	◎			○			
46	歴史公園再編等の検討	歴史公園の再編等を検討する。	◎						
方針③ 史跡等の環境維持と整備									
47	史跡等の環境整備	史跡・歴史的建造物・歴史公園について、除草等の環境整備を行う。	◎			○			
48	胆沢城跡保存活用計画の改定	胆沢城跡保存活用計画（旧保存管理計画）を改定する。	◎	○		○	○		
49	長者ヶ原廃寺跡の整備	国史跡長者ヶ原廃寺跡の整備を進める。	◎						
50	白鳥館遺跡の整備	国史跡白鳥館遺跡の整備を進める。	◎						
51	接待館遺跡の整備	国史跡接待館遺跡の整備を進める。	◎	○		○			
52	大清水上遺跡の整備	国史跡大清水上遺跡の整備を進める。	◎	○		○			

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
53	角塚古墳の整備	国史跡角塚古墳の整備を進める。	◎	○		○			
方針④ 観光分野での文化財活用の促進									
54	いわて平泉歴史文化観光地域計画の推進	いわて平泉歴史文化観光地域計画記載の事業を推進する。	◎	◎		○			
55	ガイドボランティアとの連携	市内で活動するガイドボランティア団体と連携し、文化財に関するガイドボランティアの育成等を支援する。	◎			◎			
56	平安感謝祭・プロジェクトマッピングの実施	国史跡胆沢城跡で平安感謝祭・プロジェクトマッピングを実施する。	○	◎					
57	日高火防祭の開催	県指定文化財日高火防祭を開催する。	○	◎		○	◎		
58	市内の祭り行事への民俗芸能団体出演	民俗芸能団体が、市内で行われる祭り行事（江刺甚句まつり・江刺夏まつり・衣川まつり等）に出演する。	○	◎		○	◎		
59	えさし藤原の郷での定期公演	江刺地域の鹿踊団体が定期公演に出演する。	○	◎			◎		
60	前沢牛まつり・奥州前沢商工まつりへの協力	牛の博物館が前沢牛まつり・奥州前沢商工まつりで移動博物館を実施する。	◎	◎		○			

方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 調査成果の情報発信強化									
61	地域史研究講座の開催	文化財関係の調査成果報告会として、地域史研究講座を実施する。	◎	◎					
62	発掘調査報告会の開催	市内で行われた発掘調査の成果報告会を開催する。	◎	◎					
63	奥州市文化財調査速報展の開催	市内巡回の奥州市文化財調査速報展を開催し、調査成果を市民向けに発信する。	◎	◎					
64	文化財デジタルアーカイブの充実	文化財のデジタルアーカイブ化を進めます。	◎	○					
65	ホームページ・SNSでの情報発信	ホームページやSNSでの情報発信を増やし、文化財情報やイベント情報の周知を行う。	◎	◎			○		
66	画像利用基準の見直し	画像利用の基準や手続きを簡略化し、利用促進を図る。	◎						
方針② 多主体広域連携による体制の強化									
67	市内無形民俗文化財保持団体の連携促進	市内の無形民俗文化財保持団体のネットワーク構築を図り、団体間の連携を促進する。	○	○			◎		
68	産学官三者連携事業の推進	合同会社AMANE・国立歴史民俗博物館メタ資料学研究センター・奥州市教育委員会で実施している産学官連携事業を推進する。	◎	◎	◎				

番号	事業名	事業概要	取組主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
69	研究機関との共同研究等の実施	研究機関と共同研究等で連携し、市内の文化財に関する研究を進める。	◎	○	◎				
70	ひらいずみ遺産の普及啓発	岩手県・平泉町・一関市とともに、ひらいずみ遺産塾等の普及啓発活動を行う。	◎	◎					
71	定住自立圏構成自治体との無形民俗文化財保持団体交流事業の実施	定住自立圏構成自治体の芸能祭等に、市内の無形民俗文化財保持団体を派遣する。また、定住自立圏構成自治体から無形民俗文化財保持団体を市郷土芸能祭に受け入れる。	◎	○			◎		
方針③ 文化財施設の整備									
72	文化財施設再編検討委員会の開催	市内の文化財施設を再編するため、検討委員会を開催する。	◎						
73	文化財施設再編	市内の文化財施設を再編し、必要な機能を有する文化財施設を新設する。	◎						



指定等文化財の分布とハザードマップの重ね合わせ

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制

本計画を推進するためには、行政機関のみならず、文化財所有者や地域住民、専門家の協力と連携が不可欠です。そのため、歴史遺産課を中心に本計画に記載された事業を展開しつつ、進捗については奥州市文化財保護審議会の確認・助言を得ながら推進していくこととします。個別事業の推進にあたっては、所有者や地域住民、関係機関との調整を行い、必要に応じて国・県や専門家の指導・助言を得ながら進めていきます。

各事業主体（第7章参照）の役割を、以下に示します。

（1）行政の役割

- ・文化財保護法などの関連法令に基づいて事務事業を適切に執行し、本計画を運用することで、文化財の保存・活用を推進します。
- ・文化財の保存・活用のための連携・協働の体制及び仕組みづくりを進め、政策としての制度設計及び必要な財政措置を講じます。
- ・奥州市の文化財担当主管課は、教育委員会事務局歴史遺産課です。専門職員による体制を充実させるとともに、庁内関係課と連携を深め、関連する情報の共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制を構築します。
- ・奥州市に加えて、国（文化庁）、岩手県、市内の関連施設などとも本計画で示す文化財の保存・活用の方針を共有し、必要な協力を得るなど行政間における連携の強化を図ります。

（2）関係機関の役割

- ・それぞれの活動領域において、専門性を活かして文化財の保存・活用に取り組みます。
- ・小中学校などの教育機関では、郷土学習などを通じて文化財に対する学びや地域への理解を深め、郷土愛の醸成へとつなげます。
- ・文化財に関連して活動する事業者や団体は、行政や専門家等とも連携して活動を広げます。
- ・それぞれの活動においては、他団体、事業者の活動との連携を深めて、分野や地域を超えた活動を実現します。

（3）研究機関の役割

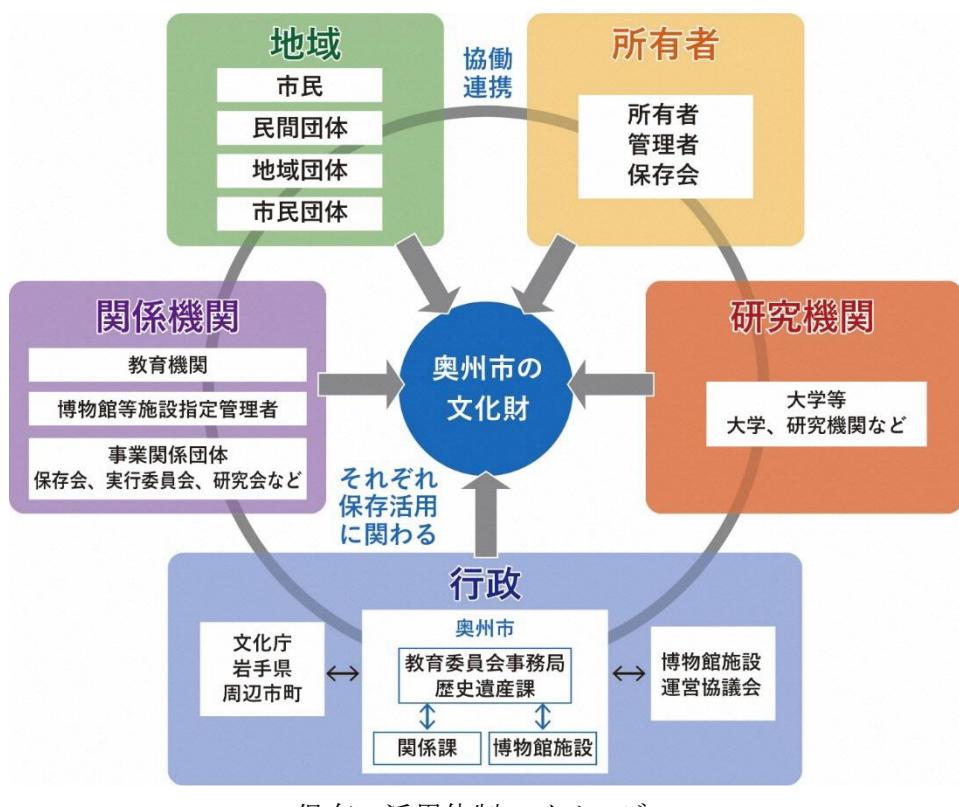
- ・文化財に関する調査研究を行い、専門的知見により、文化財の掘り起こしや価値付けなどを行います。
- ・調査・研究の成果は、行政や地域と協働して積極的に情報発信し、市民等と価値を共有することで、文化財愛護の意識醸成や取り組み支援、人材育成につなげます。
- ・奥州市に関わる各分野の専門家は、行政等が行う取り組みに参加し、専門的観点から助言を行います。

(4) 地域の役割

- ・市民は、地域のアイデンティティを表す文化財が身近に伝わっていることを意識し、文化財に関する保存・活用の取り組みに参加・協力します。
- ・民間団体や民間企業は、地域社会の一員として、地域の文化財への理解を深め、事業活動に活かします。
- ・地域団体、市民団体は、コミュニティの活性化や市民間の交流などの多様な視点から、文化財の保存・活用の取り組みを進めます。
- ・市民や地域で活動する団体は、地域における保存・活用の牽引役として、取り組みに対して多様な主体の参加を促し、文化財の価値や魅力を磨き、発信します。

(5) 所有者の役割

- ・所有者・管理者は、文化財を適切に保存するとともに、可能な範囲で情報発信や公開等の活用を行い、文化財の有する価値を市民等と共有します。
- ・保存・活用にあたっては、地域住民やボランティアなどの参加を積極的に進め、文化財を継承するための人材育成や仕組みづくりに努めます。
- ・保存・活用に関する現状や直面している課題などについて、行政に情報提供を行い、共有します。



2 奥州市の体制

本計画を推進するにあたり、行政、関係機関、研究機関、地域、所有者などによる以下の体制を構築します。

奥州市文化財保存活用地域計画の推進体制

奥州市文化財保護審議会

- ・文化財保存活用地域計画の実施にかかる協議、情報共有、連絡調整、必要な事業の推進等
- ・文化財保存活用地域計画の進捗管理及び評価、計画の見直し等

行政

奥州市

【文化財担当主管課】

○教育委員会事務局歴史遺産課

- ・文化財の調査・保存・活用に関すること
- ・博物館・記念館・郷土資料館・奥州市埋蔵文化財調査センターの管理運営
- ・職員 10 名（うち学芸員 8 名）

○教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室

- ・世界遺産追加登録候補資産の調査・研究・管理
- ・職員 5 名（うち学芸員 4 名、3 名は歴史遺産課との兼務職員）

○文化財保護調査員（各地区 1 名、合計 30 名）

【博物館施設】

○博物館

奥州市牛の博物館（館長 1 名、学芸員 2 名、学芸調査員 3 名）

○記念館

高野長英記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名）

後藤新平記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名）

斎藤實記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名）

菊田一夫記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名）

○郷土資料館

奥州市武家住宅資料館（館長 1 名、学芸調査員 3 名）

胆沢郷土資料館（館長 1 名、学芸員 2 名）

衣川歴史ふれあい館

○その他

奥州市埋蔵文化財調査センター（所長 1 名、学芸員 1 名、専門調査員 2 名）

えさし郷土文化館（観光物産課所管）（館長 1 名、学芸員 1 名）

めんこい美術館（生涯学習スポーツ課所管）、奥州宇宙遊學館（生涯学習スポーツ課所管）ほか

【主な関係課】

○政策企画部政策企画課

- ・施策の総合調整、総合計画に関すること

○政策企画部未来羅針盤課

- ・未来羅針盤プロジェクトに関すること
- ・広聴・広報に関すること

○総務部行革デジタル戦略課

- ・公共施設等個別施設管理計画に関すること
 - ・情報政策の企画・総合調整に関すること
- 財務部財産運用課
- ・寄附採納に関すること
- 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課
- ・社会教育、生涯学習、芸術・文化、社会教育・文化施設の運営に関すること
- 協働まちづくり部地域づくり推進課
- ・地域コミュニティ、地区センターに関すること
- 市民環境部危機管理課
- ・消防施設に関すること
 - ・防災・災害対応に関すること
- 商工観光部観光物産課
- ・観光情報の発信、地域のまつり・イベントに関すること
- 都市整備部都市計画課
- ・都市計画の決定・変更に関すること
- 教育委員会事務局学校教育課
- ・小中学校の運営に関すること
- 水沢総合支所・前沢総合支所地域支援グループ・胆沢総合支所地域支援グループ・衣川総合支所地域支援グループ
- ・郷土芸能祭の開催に関すること
 - ・ニホンカモシカの保護・滅失に関すること

附属機関等

- 奥州市立記念館運営審議会
- 奥州市牛の博物館協議会
- えさし郷土文化館運営協議会

関係機関・施設（国・県・近隣自治体）

- 文化庁
- 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
- 岩手県文化スポーツ部文化振興課
- 平泉町
- 一関市
- 定住自立構成団体（北上市、金ヶ崎町、西和賀町）

関係機関

教育機関

- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 特別支援学校

博物館等施設指定管理者

- 一般財団法人奥州市文化振興財団（奥州市埋蔵文化財調査センター・めんこい美術館）
- NPO 法人胆沢文化会館自主事業協会（胆沢郷土資料館）
- 株式会社江刺開発振興（えさし郷土文化館）
- NPO 法人宇宙実践センター（奥州宇宙遊学館）

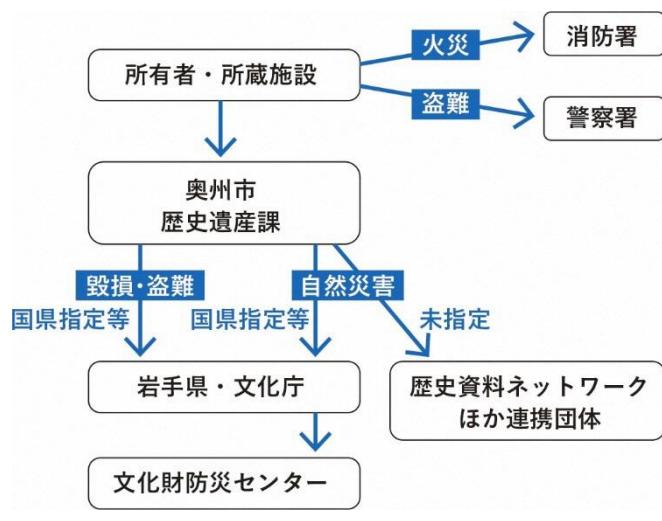
文化財に関する事業関係団体
奥州市芸術文化協会
奥州市江刺郷土芸能保存連合会
奥州市江刺鹿踊保存会
奥州市郷土芸能祭実行委員会
胆沢郷土芸能まつり実行委員会
水沢古文書研究会
江刺古文書の会
胆沢古文書研究会
研究機関
大学等
大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 水沢 VLBI 観測所
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
合同会社 AMANE
地域
市民・民間団体・地域団体・市民団体
市民
奥州商工会議所
前沢商工会
一般社団法人奥州市観光物産協会
各地区振興会
みずさわ観光サポーターの会
炎がいどくらぶ
いさわ散居ガイドの会
奥州市ガイドの会
先人顕彰懇話会
高野長英顕彰会
後藤新平顕彰会
斎藤實顕彰会
後藤寿庵顕彰会
アテルイを顕彰する会
岩谷堂城址顕彰会
うしの博物館ボランティア「キャトルサンク」
水沢「プレアデス」の会
NPO 法人奥州おもしろ学
等
所有者
所有者
管理者
無形民俗文化財の保持団体（保存会）

3 文化財の防災・防犯

(1) 文化財の防災・防犯体制

日常的な防災・防犯については、所有者が行うこととします。自然災害や火災、盗難など、文化財の保存に影響のある事態が発生した場合には、下記の体制に基づき対応を進めます。大規模災害が発生した場合は、文化財防災センターの支援を岩手県に要請するほか、歴史資料ネットワークなどの外部団体にも支援を要請します。

なお、火災に関しては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら進めています。



(2) 文化財の被災可能性の確認

奥州市では、災害への備えとして、洪水浸水や土砂災害などに対する危険個所を示すハザードマップを作成しています。指定等文化財について、所在地をハザードマップと重ね合わせることで、それぞれの文化財の所在地に対する災害への危険性を把握することができます。

4 文化財保存活用支援団体制度の活用

今後、取り組みの状況に応じて、文化財の保存・活用の取り組みを中心的に担う団体を文化財保存活用支援団体として指定を検討します。

文化財保存活用支援団体とは、文化財保護法に定められた制度であり、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けるものです。